

令和 7 年 6 月 1 8 日
於：アルカディア市ヶ谷

第 7 4 回 定例総会 第 1 4 1 回 理事会

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告

第 2 号議案 令和 6 年度決算報告ならびに監査報告

第 3 号議案 令和 7 年度事業計画案

第 4 号議案 令和 7 年度収支予算案

第 5 号議案 令和 7 年度第 1 次補正予算案

全国専修学校各種学校総連合会

目 次

第 1 号議案 令和 6 年度事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

1. 会議の開催（P 1）
2. 委員会活動（P 6）
3. 「7 月 1 1 日職業教育の日」推進のための広報活動（P 1 1）
4. 留学生の受け入れの推進（P 1 1）
5. 課程別部会活動報告（P 1 2）
6. 分野別専門部会活動報告（P 1 6）
7. 全国私立学校審議会連合会 第 7 8 回総会について（P 2 1）

第 2 号議案 令和 6 年度決算報告ならびに監査報告・・・・・・・・ P 2 3

第 3 号議案 令和 7 年度事業計画案・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3 1

1. 運動方針（P 3 1）
2. 会議の開催（P 3 7）
3. 委員会活動方針（P 3 8）
4. 広報活動の一層の推進（P 4 0）
5. 課程別部会活動方針（P 4 0）
6. 分野別専門部会活動方針概要（P 4 8）
- ※ 令和 7 年度 年間主要会議日程（P 5 1）

第 4 号議案 令和 7 年度収支予算案・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 2

第 5 号議案 令和 7 年度第 1 次補正予算案・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5 4

第1号議案 令和6年度事業報告

全専各連は、令和6年度事業計画・収支予算に基づき、専修学校及び各種学校の振興と社会的地位の向上を目指して各事業を行った。

高等教育の修学支援新制度については、令和6年度より中間層（理工農系、多子世帯）への支援が拡大するとともに、令和7年度から機関要件の厳格化が実施されることとなった。また、「子ども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、多子世帯の大学等の授業料等無償化が令和7年度より開始されることとなり、授業料等減免認定事由が新たに設定されるなど支援が拡充した。

令和5年度に新しく制度化され2年目を迎えた「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」については令和6年3月21日付、224校・599学科が認定された。

同6月7日、同3月に閣議決定され、国会に提出された「学校教育法の一部を改正する法律案」が全会一致で可決し、成立した。今回の学校教育法改正では大学等との制度的整合性を高める措置として、専門学校の入學資格見直しと「単位制」への移行、「専攻科」の設置、大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けと外部評価の努力義務化が決定した。これを受け、「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」において、今後の専修学校の評価の見直し等について議論。併せて、中央教育審議会（中教審）大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会が同8月8日付で発表した「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について（中間まとめ）」への対応として、令和6年9月10日、全専各連は団体ヒアリングに際し意見書を提出し、出席した関口正雄常任理事が職業教育の更なる充実を訴えた。中教審は続けて令和7年2月21日付けで「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」を発表。機関別の役割として実践的な職業教育の推進や社会人・留学生の受入れ拡大が期待される専門学校を含む高等教育機関への政策パッケージ策定が表明された。

厚生労働省対応として、中央職業能力開発促進協議会および、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構「運営委員会」（機構の事業計画・運営等）並びに「職業能力開発専門部会」（機構の事業実績の確認等）に河原成紀副会長・総務副委員長が委員として参画し、職業訓練その他厚生労働省の施策について協議を行った。

また、令和7年は専修学校制度制定50周年を迎えることから、同7月4日に開催を予定している記念式典等の実施内容に関し、同2月14日および3月13日に専修学校制度制定50周年事業実施委員会を開催した。

1. 会議の開催

（1）定例総会・理事会

＜第73回定例総会・第139回理事会（令和6年6月19日／アルカディア市ヶ谷）＞

以下の議案を審議し原案・提案のとおり承認された。

- 第1号議案 令和5年度事業報告
- 第2号議案 令和5年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和6年度事業計画案
- 第4号議案 令和6年度収支予算案
- 第5号議案 令和6年度第1次補正予算案
- 第6号議案 役員改選
- 第7号議案 分野別専門部会の設置（理事会審議事項）

＜第140回理事会（令和7年2月27日／アルカディア市ヶ谷）＞※全専協と合同

- 第1号議案 令和7年度事業計画原案
- 第2号議案 令和7年度収支予算原案
- 令和6年度事業中間報告

（2）常任理事会

＜常任理事会（令和6年6月19日／アルカディア市ヶ谷）＞

第73回定例総会・第139回理事会に提案する以下の議案を審議した。

- 第1号議案 令和5年度事業報告
- 第2号議案 令和5年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和6年度事業計画案
- 第4号議案 令和6年度収支予算案
- 第5号議案 令和6年度第1次補正予算案
- 第6号議案 役員改選
- 第7号議案 分野別専門部会の設置（理事会審議事項）

＜常任理事会（令和6年9月24日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 第1号議案 令和6・7年度役員改選
- 第2号議案 令和6年度役員表彰

＜常任理事会（令和7年2月27日／アルカディア市ヶ谷）＞※全専協と合同

- 第1号議案 令和7年度事業計画原案
- 第2号議案 令和7年度収支予算原案
- 令和6年度事業中間報告
- 理事会への対応

（3）正副会長会議（※全専協と合同）

＜第4回（令和6年6月5日／全専各連事務局会議室／オンライン）＞※

- 全専各連総会（6月19日）・全専協総会（6月20日）への対応

＜役員改選後第1回（令和7年2月4日／全専各連事務局会議室／オンライン）＞※

- 令和7年度事業計画原案・収支予算原案の確認
- 全専各連・全専協理事会（2月27日）への対応

（4）都道府県協会等代表者会議

11月22日、東京・アルカディア市ヶ谷において開催。議題は以下のとおり。

○文科省関連施策

令和7年度専修学校関係予算概算要求、修学支援新制度見直し、専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議、外国人留学生キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）等について

○全専各連現況報告

自由民主党専修学校等振興議員連盟総会（11月14日開催）について、文科省中教審大学分科会高等教育の在り方に関する特別部会中間まとめへの意見書、高等専修学校に対する地方財政措置（特別交付税）の実現に向けて、令和6年度都道府県別助成状況、厚生労働省関連、専修学校制度制定50周年記念行事、厚生労働省関連、ブロック会議報告及び

令和 6・7 年度の主なスケジュールについて

また、本会議に先立ち役員表彰式を開催。都道府県協会等から推薦を受け、常任理事会で承認された受賞者に感謝状および商品を授与した。

（５）ブロック会議

各ブロック主催会議として全国 9 ブロックにおいて以下のとおり開催された（大会決議等を行ったブロックについて、決議事項・要望事項を掲載）。

①北海道ブロック会議（9 月 2 日（月）～3（火）・札幌市：札幌ガーデンパレス）

②東北ブロック会議（10 月 18 日（金）・青森県：ホテル青森）

③北関東信越ブロック会議（8 月 21 日（水）・新潟県：ホテルイタリア軒）

【大会決議】

A I 技術の進展は急速であり、教育界においてもその影響は顕著である。

人生 100 年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結び付く実践的な知識・技能・技術や資格の取得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっている。専修学校および各種学校は、実践的な職業教育を通じて社会に有為な人材を輩出しており、A I 技術を活用することでさらに質の高い教育を提供することが求められている。これらの支援策として A I 時代に即した高品質な教育の推進を加速させ、我が国の教育水準を世界的に競争力のあるレベルへと引き上げることを目指し、社会に貢献できるかを探求する。あわせて、国際化推進事業と外国人留学生キャリア形成促進プログラムの運用、高度外国人材の定着率の向上を目指し、企業と連携した環境整備を行うことも確認された、また、若者の多様な学びに対応し受け入れている高等専修学校への支援強化も必要である。さらに、持続可能な社会に貢献できる人材を育成するため、環境問題に触れる機会を提供することも重要である。

以下の大会決議は、これらの議論の成果を基に策定され、具体的な取り組みを推進するための指針とする。

記

1. A I 教育の推進として、基礎から応用までを網羅するカリキュラム開発と教職員の A I 教育スキル向上の研修を推進する。学校運営の効率化と教育の質向上のため、A I ツールの活用促進と、学習進捗や満足度データ分析による教育改善を図る。
2. 持続可能な社会に向けた教育として、学生が環境問題に取り組む機会を提供し、持続可能な社会に貢献できる人材を育成する。
3. 後期中等教育機関であり、高等学校の枠に収まらない多様な教育を行っている高等専修学校の役割は大きく、その教育振興に資するためにも高等学校との格差是正を要望する。
4. 社会人の学び直し機会の提供として、リスキリングプログラムで最新技術を習得できるキャリア再構築の体制づくりと新たな職業機会を支援する。
5. 留学生の戦略的な受け入れと支援として、円滑な就職および定着に向けた支援や日本語教育の強化を行う。異文化理解教育や海外研修を通じ、国際的ビジネススキルを育成するカリキュラムを導入し、専門学校の国際化とグローバル人材を育成する。

以上のとおり本大会において決議する。

令和 6 年 8 月 21 日

全国専修学校各種学校総連合会
第 54 回北関東信越ブロック大会

④南関東ブロック会議（10 月 29 日（金）・東京都：アルカディア市ヶ谷）

【大会決議】

専修学校各種学校は、昭和 50 年の制度発足以来、約半世紀に渡り、わが国の専門職業人材の育成において中心的な役割を果たしてきた。一方、令和 6 年度から令和 8 年度にかけては、日本

語教育機関認定法の施行、私立学校法の改正に伴う学校法人のガバナンス改革、修学支援新制度の見直しに係る機関要件の厳格化、改正学校教育法の施行等、制度・政策が順次進むことから、専修学校各種学校を取り巻く環境は大きな変革期を迎えることとなる。

このような中であって、本ブロック会議においては、改革の趣旨を踏まえた適切な対応に努めること、また専修学校各種学校が直面している諸課題の解決に向けた支援策が講じられることを念頭に置き、以下に掲げる事項について決議し、全国専修学校各種学校総連合会との密接な連携のもと、その実現に向けて尽力を重ねるものとする。

1. 改正学校教育法及び改正私立学校法の趣旨に鑑み、実践的な職業教育の更なる質の保証・向上と学校運営の健全化に努めること。また、これらの実現に向けて、職業実践専門課程を中心とした教育振興に係る補助等、財政支援の拡充を目指すこと。
2. 急速に進む技術革新や産業構造の変化に伴って必要となる社会人の学び直し（リカレント・リスキリング）への需要について、関係省庁や地方自治体と連携し実態を把握した上で、専門学校が担う職業教育を通じて貢献を果たしていくこと。
3. 後期中等教育として職業教育を担う高等専修学校において、一層の教育の質保証・向上に努めること。また、高等専修学校における経営基盤の強化に向けて、特別交付税措置（地方財政措置）の実現に全力を尽くすこと。
4. 生産年齢人口の減少に伴う人材不足を踏まえた外国人留学生の計画的かつ永続的な受入れ・育成・輩出を図るため、各種学校である日本語学校における教育環境の整備・充実に向けた新たな財政支援を求めていくこと。

以上

⑤中部ブロック会議（8月28日（水）・福井県：コートヤード・バイ・マリオット福井）

【大会決議】

第68回定期大会 大会スローガン

新時代の専各学校のあり方 VUCA 時代の専各学校を探究する

現在は、全く予期していなかった新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻などが起こる、まさに先行きが不透明で将来の予測が困難な VUCA 時代（※1）です。また、脱炭素化の潮流、生成 AI をはじめとしたデジタル技術の急速な発達により、Society5.0（※2）の時代を迎えつつあり、これまでの産業社会構造が抜本的に変革するだけではなく、労働需要のあり方にも根源的な変化をもたらすことが予想され、特に「問題発見力」や「的確な予測」「革新性」等が求められる職種では労働需要が増加すると推計されており、労働市場のあり方や働く人に必要とされるスキルも今後変容していくことが見通されています。

そのような中、産業界に人材を輩出する専各学校の学びも変化せざるをえません。

私たち専各学校たる専門教育機関は、時代の変化を機敏に察知し、必要とされる具体的な人材スキルや能力を把握し、シグナルとして発することができているか、時代が求める人材育成を行うことができているのかが課題であり、どのような社会であっても、力強く未来を切り拓いていける能力とは何かを探究し、その育成を実現することが求められています。

個性や能力を活かしつつ予測困難な未来を担う人材、持続可能な社会の創り手の育成。そのために、人を大切にする学校経営のもと、変化を加速させるカリキュラムの刷新、取り残されない学び、そして、社会に根ざしたウェルビーイングの向上と実現に向けた専各学校教育の推進を図ります。

変動する新時代に向けて

- ・専各学校の役割（学び）の探究
- ・社会に必要なスキルの見極め

- ・社会人のためのスキル転換やキャリアアップのための学び直しの場の提供
- ・知識の習得・技術の体得および、探究力の育成を、多様な他者（産学・官学・学学連携）と協働で行う場の提供

これらの教育システムを学校だけでなく、地域社会・産業とともに構築していくことが大切と考え、職業に必要な専門的かつ実践的な能力の育成の中で、主体的に職業に関する課題を見出し、自己または多様な他者と協働しながら解決していく探究的な学びを充実させ、社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成を目指していきましょう。

「探究」とは

物事の真価・価値・在り方などを深く考えて、すじ道をたどって明らかにすること（三省堂『大辞林』より）

＊1：VUCA 時代=（Volatility 変動性・Uncertainty 不確実性・Complexity 複雑性・Ambiguity 曖昧性）

＊2：Society5.0=（サイバー空間とフィジカル空間が融合した社会）探究≠探求

⑥近畿ブロック会議（7月24日（水）・大阪府：シェラトン都ホテル大阪）

⑦中国ブロック会議（7月26日（金）・島根県・ホテル一畑）

【大会決議】

未曾有の出来事が収束したものの、全ての事柄がコロナ禍以前に戻ったというよりは、人々に新たな価値観が生まれたと感じています。こうした社会状況に加え、急速な少子高齢化とともに生産年齢人口の減少、いわゆる人手不足が都市圏のみならず地方にも進んでおり、外国人材、地域産業の担い手など人的資源の安定的な確保も急務となっています。また、生成AIのさらなる進化、デジタルトランスフォーメーションなどに伴う社会の変化により、個々に求められる能力も新しい時代に対応したものになりつつあります。

職業教育の担い手としての専修学校各種学校も例外ではなく、様々な試行錯誤と苦難の連続ではありましたが、学生、生徒の「学びの機会の確保」と産業界への「人材の輩出」という使命を果たすべく、教職員一丸となって学校運営にあたっていました。こうした真摯な取り組みに呼応するように、国からの様々な支援策が専修学校各種学校に対しても講じられました。これらは学校評価や情報公開への対応や人材育成の実績に対する社会からの評価が裏付けにあると言えるでしょう。具体的には、専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学と同等に「単位数」として定める事や、専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改めるなどの学校教育法の一部改正が予定されており、大学・短大と同等に近づこうとしています。一方でこの改正には、「専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。」などの社会から信頼を得るとともに、高等教育機関としての責任を果たす必要不可欠な項目も含まれています。しかし、いわゆる第三者評価には莫大な費用と労力を有し、中小規模を含む専修学校では大きな負担になることは容易に推測されるところです。

こうした制度面で大学・短大に近づく一方で、専修学校への進学を名実ともに高等教育機関への進学率に加算されていない一部地域も存在し、また、経常費補助が皆無または不十分な都道府県も存在します。未来の地域を支える若ものに、進学先の制度上の違いだけで国や地域行政からの支援が異なることはあってはならないと考えております。

このような社会情勢の中、専修学校各種学校は引き続き社会的要請に応えるべく、職業教育機関として、また生涯学習機関として努力を継続していかなければなりません。

これらの案件の実現のために努力することをここで決議するものであります。

（決議事項）

1. 「激甚法」をはじめとした学校教育法第一条の学校と制度上の格差が存在するものについて

は、国に対して専修学校各種学校も対象となるよう早期の法改正を要望する。

2. 地域人材の育成機関である専修学校各種学校への公的助成の新規創設及び拡充を求める。
特に職業実践専門課程認定校への助成、高等専修学校生への授業料減免措置、授業目的公衆送信補償金制度への支援など地方財政措置が講じられているものについては、各県に対して早期の対応を要望する。
3. 公立の職業訓練施設において、本来の「求職・離職・転職・在職者のための職業訓練施設」という目的に沿った募集活動を行うことを要望する。

⑧四国ブロック会議（8月2日（金）・徳島県：徳島グランヴィリオホテル）

⑨九州ブロック会議（7月26日（金）・鹿児島県：鹿児島サンロイヤルホテル）

【大会決議】

近年、産業や社会構造の変化・グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期するためには、雇用拡大や人材移動とともに個人の可能性を最大限に発揮し、地域産業の中核となる人材を養成することが必要となっています。

こうした中、専修学校各種学校においては、学びの質を高め、キャリア意識、専門知識を涵養できる人材の育成に努めてまいります。

本日、この九州ブロック大会において、下記事項を行政当局及び全国専修学校各種学校総連合会に対して強く要望するとともに、併せてそれぞれの九州ブロック内の各会員校が自らの課題解決に取り組み、社会的責任を果たしていくことをここに宣言します。

記

1 国、県等の行政機関への要望

- (1) 「職業実践専門課程」を通じた専修学校振興に対する、より一層の支援拡充を求める。
- (2) 高等教育の就学支援制度における授業料減免制度の拡充を強く求める。
- (3) 外国人留学生の専修学校・各種学校への留学支援と卒業後の定着支援のため、在留資格の付与や範囲の拡大などを求める。
- (4) 高等専修学校は、後期中等教育機関の役割を担っており、その教育振興に資するためにも高等学校との様々な格差是正を求める。
- (5) 大規模災害に際して、被災した専修学校及び各種学校に対し、一条校と同様の措置が講じられるように、激震災害法の改正を求める。

2 九州ブロック内の各会員校の社会的責務の遂行に向けて

- (1) 各学校が教育の質保証・情報公開・法令遵守等に真摯に取り組み、公的な教育機関としての説明責任を果たしていく。
- (2) 実践的な職業教育機関として、若年者や離職者の雇用対策の一翼を担うとともに社会人の学び直しとして、広く活用されるよう地域社会に積極的に貢献する。
- (3) アジアに近接した九州ブロックの地理的特性を活かし、国際社会で活躍し、我が国の将来に貢献できる視点をもった人材の育成と先見性に富む学校経営に心がける。
- (4) 高等専修学校においては、小中学校で「不登校」を経験した生徒や発達障がいのある生徒のための適切な受け入れ及び進路指導に関する教育力の向上を目指す。

（6）事務担当者会議

4月19日、東京・アルカディア市ヶ谷においてTCE財団と共催。全専各連の定例総会・理事会資料等をもとに、令和6年度事業計画や諸手続等の説明を行った。

2. 委員会活動

(1) 総務委員会

①会議の開催（※全専協と合同）

＜第6回（令和6年5月21日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

○総会への対応

○令和5年度事業報告・令和6年度事業計画案

＜役員改選後第1回（令和6年11月1日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

○令和7年度活動方針（骨子）の検討

○令和6年度事業中間報告（概要）

＜役員改選後第2回（令和6年12月16日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

○文部科学省専修学校教育振興室との意見交換

○令和7年度活動方針（骨子）の検討

＜役員改選後第3回（令和7年1月20日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞※

○令和7年度運動方針原案（基本方針・重点目標）、事業計画原案の検討

○全専各連・全専協合同理事会の運営

②担当別活動状況

《振興策対応》

＜地方財政措置を活用した都道府県による運営費補助制度の創設・拡充に関する要望活動（職業実践専門課程、高等専修学校）＞

令和4年度から職業実践専門課程認定校への運営費補助に対する地方財政措置（特別交付税）が創設されたことを受け、全ての都道府県において職業実践専門課程認定校に対する運営費補助が制度化されるよう、各地域単位での予算要望活動に関する支援を引き続き行った。

また、全国高等専修学校協会においては、令和4年度から行っている「高等専修学校に対する地方財政措置の実現に向けた運動」の成果として、全国知事会が提出した「令和7年度国の施策並びに予算に関する提案・要望（令和6年8月2日付）」において高等専修学校関連について盛り込まれ、高等専修学校への都道府県補助に対する特別交付税措置が創設されることとなった（「高等専修学校への都道府県補助に対する特別交付税措置の創設について（令和7年1月24日付）」文科省から発出）。

＜高等教育の修学支援新制度への対応＞

令和2年4月から実施されている「高等教育の修学支援新制度」については、「こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）」を踏まえ、高等教育の修学支援新制度における学業要件等の見直しについて検討を行う「高等教育の修学支援新制度の在り方検討会議」に市原康雄副会長・総務委員が委員として参画した。また、令和6年6月28日に報告書（「高等教育の修学支援新制度における学業要件の在り方について」）が取りまとめられた。

＜文科省委託事業及び補助事業への対応＞

令和6年度専修学校関係予算事業のうち、個別に以下の事業に対応した。

○職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進事業への対応

「職業実践専門課程等の充実に向けた取組の推進」の内、産業界との連携による教育課程編成等の実施状況や、卒業生の企業内における評価など、職業実践専門課程に係る実態調査を行うとともに、認定校の比較分析等のため、非認定の専門課程や高等課程等を含めた実態調査を実施する「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」の内、以下の事業に参画。

①「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」調査研究実施委員会および有識者会議

(委託調査先：(株) 三菱総合研究所、参画：関口常任理事・総務委員長、事務局員)

②「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」事業推進委員会

(委託調査先：(一社) 全国専門学校教育研究会、参画：事務局員)

③専修学校の学校評価の充実等に向けた「専修学校における学校評価ガイドライン」の改訂当に関する提言事業実施委員会及び部会

(委託調査先：特定非営利活動法人職業教育評価機構、参画：関口常任理事・総務委員長、専門学校関係者、事務局員)

＜ISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）への対応＞

ISO29993（公式教育外の学習サービスーサービス要求事項）における専修学校及び各種学校との連携・協力について、日本の国内審議団体である（一社）人材育成と教育サービス協議会（JAMOTE）と調整を行った。また、ISO/TC232国内審議委員会に本連合会から学校関係者が専門委員として参画した。

＜私立学校法改正への対応＞

「私立学校法の一部を改正する法律案」が令和5年4月26日に参議院本会議にて可決され、同年5月8日に公布されたことを受け「寄附行為作成例」等の最新情報を、都道府県協会等を通じ会員校に対して周知を行った。

＜学校法人会計基準改正への対応＞

改正私立学校法において、ガバナンス強化の観点から、現在の学校法人会計基準を私立学校振興助成法に基づく基準から、私立学校法に基づく基準に位置づけられることを受け、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として整備することが必要となったため、「学校法人会計基準の在り方に関する検討会」が組織された。同検討会に前鼻英蔵理事・総務委員が委員として参画。また、同検討会に組織されたワーキンググループにおいて団体ヒアリングが行われ、前鼻理事・総務委員が専修学校の立場で意見を述べた。

＜著作物の教育利用に関する関係者フォーラムへの対応＞

著作権法改正（平成30年5月）を契機として、教育活動における著作物の利用をより円滑に行うための様々な環境整備を行う必要から「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」が発足。同協会が行う「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」に事務局員が参画している。

＜「高等教育資格承認情報センター」への対応＞

平成30年に発効したユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（通称：東京規約）」に基づいて、高等教育の資格の円滑な承認に資する情報を提供する国内組織として、「高等教育資格承認情報センター（NIC）」が（独）大学改革支援・学位授与機構内に設置されている。本規約では、締約国が相互に高等教育資格を承認・評定する枠組みを整えることにより、国際的な学生及び研究者の流動性の促進を目的としている。個別の専門学校情報の整備も課題であることから、情報提供とあわせて情報収集を行った。

＜大規模災害等への対応＞

令和6年8月8日に発生した日向灘を震源とする地震について、宮崎県を中心に被災地域の専修学校及び各種学校の被災状況について、文部科学省と連携して情報収集を行った。近年、予測を超えて頻発する自然災害により、被災した専修学校及び各種学校の学生生徒とその保護者が通常の生活をいち早く取り戻せること、また被災した専修学校等が地域の職業教育機関として従来どおりの教育機能を果たすことが可能となるよう、改めて「激甚法」改正の必要性を確認した。

＜文科省・厚労省 令和7年度関係予算に関する情報提供＞

資料等の必要な情報を全専各連ホームページに公開し、都道府県協会等を通じて会員校へ周知協力を行った。

《中央教育審議会対応》

＜中央教育審議会各分科会への対応＞

生涯学習・社会教育の振興や視聴覚教育に関する重要事項を調査審議する生涯学習分科会に、大平康喜常任理事が参画。また、大学・大学院教育の在り方や法科大学院教育の改善、認証評価機関の認証に関する審査等を審議する大学分科会に本連合会から多忠貴会長が参画した。同分科会高等教育の在り方に関する特別部会の中間まとめ（「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について」）の関係団体ヒアリングにおいて、関口正雄常任理事・総務委員長が専修学校の立場で意見を述べた。

《厚労省対応》

＜専門学校と公共職業能力開発施設との競合状況調査の実施＞

専門学校と公共職業能力開発施設との競合については、これまでも厚生労働省に対して地域の実情をもとに競合解消に向けた申し入れを行ってきた。令和5年5月には都道府県協会等に専門学校と公共職業能力開発施設との競合状況調査を実施し、18地域（能開施設62施設、会員校62校）において競合が確認されたことから厚生労働省に対して競合解消に向けた申し入れを行った。令和7年1月の再調査では18地域（能開施設50施設、会員校86校）で競合が確認され、うち5地域（能開施設11施設、会員校16校）において新たに競合が発生していることが判明した。

＜厚労省人材開発統括官との意見交換＞

厚労省人材開発統括官との雇用対策、能力開発等にかかる意見交換会を2月18日にオンライン形式にて実施し、雇用対策に関する施策の推進や公共職業能力開発施設との役割分担等について意見交換を行った。特に令和7年1月の専門学校と公共職業能力開発施設との競合状況調査では令和5年調査以降5地域（能開施設11施設、会員校16校）において新たに競合が発生していることや、これまで競合していた工業分野に加えて、農業、衛生、商業実務、服飾・家政、文化・教養分野にも競合が拡大していることについて、厚労省人材開発統括官に現状確認と速やかな競合解消について申し入れを行った。

＜教育訓練給付（専門実践教育訓練等）への対応＞

厚労省が実施する教育訓練給付指定講座（専門実践教育訓練・一般教育訓練・特定一般教育訓練）の申請受付が開始されたことおよび、講座の指定期間については3年間となっており、自動的に指定が更新されるものではないことから、引き続き指定を希望する場合は、指定期間満了前に再指定申請が必要となること等について、都道府県協会等へ情報提供を行い、会員校への周知協力を呼びかけた。

＜長期高度人材育成コースへの対応＞

厚労省では、公共職業訓練において、これまで能力開発機会に恵まれなかった非正規雇用労働者等を対象として、国家資格の取得等を目指す長期の訓練コースを拡充し、正社員の就職に導くための訓練を実施している。同コースについては、専門学校の正規課程が条件を満たせば対象となることから、役員会等において情報提供を行い、周知協力を呼びかけた。

＜中央職業能力開発促進協議会への対応＞

令和4年3月に職業能力開発促進法が改正されたことを受け、中央訓練協議会が廃止され「中央職業能力開発促進協議会」が令和4年10月に発足。全国において、成長分野等で求め

られる人材ニーズを的確に把握しつつ、求職者・労働者の多様な属性等も踏まえた制度の高い職業訓練を提供していくため、全国の職業訓練計画を策定するとともに、キャリアコンサルティング等の職業能力の開発・向上に資する方策等に関する情報を共有することを目的とした本協議会に本連合会から河原成紀副会長・総務副委員長が参画。

＜障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会への対応＞

障害者職業訓練校では受講者が減少傾向にある中、精神、発達障害者への対応、関連施策との連携などについて議論する障害者職業能力開発校の在り方に関する検討会に本連合会から学校関係者が検討委員として参画した。検討会では開発校の今後の在り方を中心に整理するとともに令和8年度から始まる厚労省の「第12次職業能力開発基本計画」に向けて報告書をまとめる予定。

＜独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構への対応＞

（独）高障求機構の職業能力開発業務の運営に関する事項（業務方法、中期計画、年度計画その他重要事項）を審議する運営委員会、また、業績評価（職業能力開発業務）を行う外部評価委員会職業能力開発専門部会に、本連合会から河原副会長・総務副委員長が参画し、高障求機構が行う事業の専修学校等での活用や現状での課題等について問題点を提起し議論を行った。

＜技能五輪国際大会への対応＞

職業訓練の振興と青年技能者の国際交流、親善を図ることを目的とした「技能五輪国際大会」の日本招致（愛知県）に向けた「2028年技能五輪国際大会招致有識者検討委員会」に本連合会から市原副会長・総務委員が参画した。

《内閣府こども家庭庁》

＜日本版DBSへの対応＞

令和6年6月19日に日本版DBS（子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）を導入するための法律が成立したことを受けて、18歳未満の生徒を受け入れている高等課程、一般課程および各種学校においては運営上影響が想定される。情報管理措置やガイドライン、性暴力の防止や被害児童を適切な保護・支援といった観点からこども家庭庁委託事業である、（1）「こども性暴力防止法における情報管理措置の基本的考え方に関する有識者検討会」（受託先：株式会社三菱総合研究所）、（2）「教育、保育等を提供する場における児童に対する性暴力の防止等の事業者による取組を横断的に促進するための指針の作成等に関する調査研究事業」（株式会社リベルタス・コンサルティング）に事務局員がオブザーバーとして参画している。

（2）財務委員会（※全専協と合同）

＜第8回（令和6年5月9日／全専各連事務局会議室／オンライン）＞※

○令和5年度決算報告及び監査会への対応

＜役員改選後第1回（令和6年11月5日／全専各連事務局会議室／オンライン）＞※

○令和6年度仮決算報告

○会費徴収報告

○課程別部会報告

○令和7年度の予算編成方針案

＜役員改選後第2回（令和6年12月12日／アルカディア市ヶ谷）＞

- 課程別部会代表者合同会議（各部会令和6年度活動状況・今後の活動予定ならびに予算執行状況・今後の収支見込み）

<役員改選後第3回（令和7年1月27日／全専各連事務局会議室／オンライン）>※

- 令和7年度収支予算原案の検討
- 令和6年度実績報告

（3）組織委員会

<第2回（令和6年5月13日／全専各連事務局会議室／オンライン）>

- 分野別部会の設置に関する要望について

<役員改選後第1回（令和7年1月21日／アルカディア市ヶ谷）>

- 令和7年度活動方針原案について
- 報告事項

（4）個人立校振興委員会

<役員改選後第1回（令和6年12月9日／全専各連事務局会議室／オンライン）>

- 検討課題の確認・今年度の対応
- 次年度の計画

（5）専修学校制度制定50周年事業実施委員会

<委員長打合せ会（令和7年1月24日／全専各連事務局会議室／オンライン）>

- 検討課題の確認・委員会運営方針等

<第1回（令和7年2月14日／全専各連事務局会議室／オンライン）>

- 検討課題、委員会運営方針の確認

<第2回（令和7年3月13日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）>

- 50周年事業運営業者（式典・祝賀会およびデジタル記念誌）の選定
- 式典・祝賀会について
- ロゴマーク募集について
- その他

3. 「7月11日 職業教育の日」推進のための広報活動

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進について、総務委員会と全専協総務運営委員会を中心に活動を行った。

- ① エコバッグを製作し、都道府県協会等を通して会員校に配布。
- ② 2025年カレンダーを製作し、高等学校、関係団体、会員校等に配布。

4. 留学生の受け入れの推進

本連合会と全専協が連携し、以下の事業を実施した。

○専門学校留学希望者に対する情報提供の実施

<文科省委託事業「専修学校の国際化推進事業」への対応>

- ・受託先である（一財）日本国際協力センターが実施する留学生の調査研究及び情報提供等への協力

5. 課程別部会活動報告

(1) 全国専門学校協会

①会議の開催

i 定例総会・理事会

<定例総会・理事会（令和6年6月20日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 令和5年度事業報告
- 第2号議案 令和5年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和6年度事業計画案
- 第4号議案 令和6年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

<理事会（令和6年9月24日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 令和6・7年度役員選任
- 令和6・7年度常置委員会委員長指名

<理事会（令和7年2月27日／アルカディア市ヶ谷）>※全専各連と合同

- 第1号議案 令和7年度事業計画原案
- 第2号議案 令和7年度収支予算原案
- 令和6年度事業中間報告

ii 常任理事会

<常任理事会（令和6年6月20日／アルカディア市ヶ谷）>

- 第1号議案 令和5年度事業報告
- 第2号議案 令和5年度決算報告ならびに監査報告
- 第3号議案 令和6年度事業計画案
- 第4号議案 令和6年度収支予算案
- 第5号議案 役員改選

<常任理事会（令和7年2月27日／アルカディア市ヶ谷）>※全専各連と合同

- 第1号議案 令和7年度事業計画原案
- 第2号議案 令和7年度収支予算原案
- 令和6年度事業中間報告
- 理事会への対応

iii 正副会長会議

全専各連と合同で開催し、具体的な方策等の検討を行った。なお、日程・議題等は全専各連と合同開催したものは、同内容のため割愛する。

②委員会活動

i 総務運営委員会

全専各連の総務委員会と連携して、専門学校の振興にかかる文科省・厚労省諸事業への対応、専門学校の広報活動の検討、総会の運営等を行うとともに、令和7年度の運動方針案の原案取りまとめを行った。日程・議題等、全専各連と合同で開催したものは同内容のため割愛する。

ii 財務委員会

予算執行状況を確認して健全な財務運営を図った。

iii 留学生委員会

○TCE財団と共催で「専門学校留学生担当者研修会（オンライン）」を実施した。

- （一財）日本国際協力センターが受託した文科省委託事業「専修学校の国際化推進事業」及び、TCE財団が実施する研修会、調査研究等への協力を行った。

③調査研究事業

- 専門学校教育内容の充実に資する調査研究

TCE財団の行う「中堅教職員研修等研究」に協力し、研究成果は報告書にまとめ財団ホームページに掲載した。

④研修事業の実施

- 管理者研修会（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和6年12月18日／オンライン開催／203名

テーマ・講師

「専修学校をめぐる最近の動向について」

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課 米原 泰裕 専修学校教育振興室 室長

「専門学校における第三者評価の重要性と展望について」

全国専修学校各種学校総連合会 関口 正雄 常任理事・総務委員長

- 専門学校留学生担当者研修会（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和6年11月29日／オンライン開催／153名

テーマ・講師

「出入国在留管理行政の現況と取組」

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課 吉田 直樹 法務専門官

「留学生に係る出入国審査・在留審査業務について」

東京出入国在留管理局 留学審査部門 橋田 千聡 統括審査官

- 専門学校の教育訓練・運営に係る内部質保証人材の養成講習（TCE財団と共催）

日程・会場・参加者数

令和7年2月6日、7日／オンライン開催／25名

テーマ・講師

「学校評価ガイドラインに沿った自己評価・学校関係者評価の進め方」

「専修学校における第三者評価の取組」

「自己評価報告書の作成演習（グループ演習・討議）」

特定非営利活動法人職業教育評価機構 真崎 裕子 参与

「ISO29993：2017の要求事項①」

「ISO29993：2017の要求事項②」

「学習サービスの評価手法と内部監査事例演習－内部監査の技術・知識の概要並びにISO29993：2017の要求事項に基づく模擬演習－」

JAMOTE認証サービス株式会社 八木 信幸 代表

- 文科省・厚労省「専修学校関係予算等に関する説明会」（全専各連と共催）

配信動画や資料を全専各連ホームページに公開し、都道府県協会等へ情報提供を行い会員校への周知協力を行った。

⑤広報活動の推進

- 『7月11日 職業教育の日』推進のための広報活動

- 会報の発行（47号・4月、48号・9月）

9月号より会報誌をQRコード化しデータを配布。

○高度専門士・専門士・大学院入学・大学編入学パンフレットの発行
10,000部作成、各都道府県協会へ配布。

○全専各連ホームページを通じて、専門学校役割や機能、職業教育に関する研究事例データベース等を広く社会に紹介。

⑥専門学校におけるスポーツ振興

○全国専門学校体育連盟への運営費補助を支出。

(2) 全国高等専修学校協会

①会議の開催

i 定例総会

＜令和6年度定例総会（ハイブリッド開催／令和6年6月3日／アルカディア市ヶ谷）＞

第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 令和6年度事業計画案

第4号議案 令和6年度収支予算案

第5号議案 役員改選

ii 理事会

＜第1回理事会（令和6年6月3日／アルカディア市ヶ谷）＞

○定例総会への対応

○研修会への対応

○その他・今後の予定日程

＜第2回理事会（ハイブリッド開催／令和7年2月17日／アルカディア市ヶ谷）＞

○令和7年度事業計画原案について

○令和7年度収支予算原案について

○令和6年度事業中間報告

iii 正副会長会議

＜第1回（ハイブリッド開催／令和6年12月5日／アルカディア市ヶ谷）＞

○アンケート調査の結果・分析について

○文科省委託事業への対応

②全国高等専修学校体育大会の開催

○第34回全国高等専修学校体育大会の開催

令和6年7月22日～24日／富士北麓公園、富士河口湖町民体育館、鐘山総合スポーツセンター

③研修会の開催

○管理者研修会（ハイブリッド開催）

日程：令和6年6月3日

会場：アルカディア市ヶ谷

受講者：高等専修学校管理者等40名（来場者・オンライン受講計）

第1部テーマ：「高等専修学校の振興について」

講師 中安 史明 文部科学省 総合教育政策局生涯学習推進課 専修学校教育振興室 室長

第2部テーマ：「高等専修学校の振興の歴史とこれからについて」

講師：清水 信一 全国高等専修学校協会 前会長

○教職員研修会の開催（ハイブリッド開催）

日程：令和6年12月5日

会場：アルカディア市ヶ谷

受講者：高等専修学校教職員等44名（来場者・オンライン受講計）

第1部：「先生が求める答えを提供する若者たち—いい子症候群の実像—」

講師：金間 大介 金沢大学 融合研究域融合科学系 教授

第2部：「障害者差別解消法に関するアップデート」

講師：佐々木 銀河 筑波大学 人間系 准教授

④委員会活動

運動方針に掲げた課題等の研究討議や協会事業の企画運営のため、各委員会で活動。

⑤「ニュース高等専修」の発行

⑥全国高等専修学校協会生徒表彰

令和6年11月中旬、会員校へ申請書類等を送付。

⑦特別交付税措置獲得運動

文科省委託事業により作成した高等専修学校の実態に関するアンケート調査等を根拠に、高等専修学校に対する都道府県による運営費補助制度の創設・拡充および地方財政措置（特別交付税）の創設を要望した。具体的な手続として、各都道府県協会を通じて各都道府県に要望し、各都道府県の要望を受けた全国知事会からののはたらきかけ（令和5年7月26日付国への次年度予算要望の政策要望部分に明記済）を続けるとともに、各県知事から国へ要望（令和6年10月までに北海道、岩手、埼玉、兵庫、鳥取、佐賀の6地域）を行い、文科省から総務省への要望、そして全専各連の対議連要望（令和4年度対議連要望より具体的に記述）を経て、国による地方財政措置（特別交付税）の創設を目指した。継続的な要望の成果として令和6年8月2日付全国知事会要望において2年連続で要望が記載され、同年11月14日の議連総会における要望が決議文にも反映され、結果として高等専修学校への都道府県補助に対する特別交付税措置が令和7年度に創設されることとなった。運動の結実を経て、今後はこの制度を会員校が着実に活用できるよう支援する。

⑧教科書採択に関する運動

令和7年の献本開始のため教科書団体等関係者と調整。令和7年4～5月にかけて献本の対象校の献本希望を取りまとめ、教科書団体等関係者へ送付。

（3）全国専修学校一般課程各種学校協会

①会議の開催

i 定例総会

＜第26回定例総会（令和6年6月11日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

第1号議案 令和5年度事業報告

第2号議案 令和5年度決算報告ならびに監査報告

第3号議案 令和6年度事業計画案

第4号議案 令和6年度収支予算案

第5号議案 役員改選

ii 理事会

＜第1回理事会（令和6年5月14日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

- 令和5年度事業報告・決算報告について
- 令和6年度事業計画案・収支予算案について
- 令和6年度定例総会・研修会開催について

＜第2回理事会（令和6年6月11日／アルカディア市ヶ谷＞

- 第26回定例総会の運営について
- 研修会の運営について

＜第3回理事会（令和6年11月19日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

- 令和6年度事業中間報告
- 令和7年度事業計画骨子の検討

＜第4回理事会（令和7年2月4日／アルカディア市ヶ谷／オンライン併用）＞

- 令和7年度事業計画原案について
- 令和7年度収支予算原案について
- 研修会について

②研修会の開催

本研修会は昨年度と同様に、オンラインとの併用（ウェブ会議ソフト『Zoom』使用）により開催した。

＜日程・会場・参加者数＞

令和6年6月11日／アルカディア市ヶ谷／15名（来場14人、オンライン1人）

テーマ・講師

- 「意欲を引き出す面談の技術」

講師：学校法人神戸セミナー 喜多 徹人 校長

- 「私立学校法の改正について（令和7年施行に向けて）」

～寄附行為変更にとまなう留意点を中心に～

講師：全国専修学校各種学校総連合会 菊田 薫 参与

③生涯学習カレッジ認定講座事業の推進

生涯学習社会構築に資する活動の一環として、平成23年度から会員校が行う生涯学習事業を広く社会に認知・普及させるとともに、各学校がその特色や機能を活かして、広く国民の学習ニーズに合わせた多様な教育を展開することを目的に事業を展開してきた。昨年度から毎月複数講座を掲載してきた会員校からの掲載依頼がなくなり、32講座の掲載に留まった（前年比マイナス3講座）。

④専修学校一般課程及び各種学校に対する補助・助成措置等の事例収集と情報提供

全専各連が毎年秋に実施している専修学校各種学校都道府県助成状況調査の結果等を利用して、都道府県から専修学校一般課程及び各種学校への補助・助成措置に関する事例を収集して協会ホームページ上において公開した。

⑤研修会講演録の作成

定例総会後に開催した研修会の内容を講演録としてまとめ、会員校へ送付してきた。今年も6月11日に開催した研修会講演内容をまとめ、3月下旬に本協会ホームページ上に公開するとともに会員校へ周知する。

⑥令和6年度生涯学習カレッジ認定講座運営要項の作成・送付

令和7年度の生涯学習カレッジ認定講座に関する運営要項を作成し、3月下旬に会員校へ送付した。なお、周知活動の一環として都道府県協会等へも運営要項を送付した。

6. 分野別専門部会活動報告

(1) 全国工業専門学校協会

①幹事会

令和6年5月14日、日本工学院専門学校にて、16名の出席による開催。

②第46回定例総会

令和6年6月27日、アルカディア市ヶ谷私学会館にて、14校（委任校29校）・27名の出席による開催。

③60周年記念史の制作

A4判26ページの記念史、令和6年6月27日に発刊、会員校45校および全工専3部会に配布。

④運営委員会

令和6年9月5日、9月17日、オンライン（Zoom）にて、4校・7名の出席による開催。

⑤第9回学生成果報告会

令和6年10月5日、ハイブリット方式（会場：名古屋工学院専門学校＋オンライン（Zoom）配信）にて会員校13校42名の出席で開催。発表校6校・11名の学生が特色ある教育成果を発表。

⑥会長賞授与

令和7年2月、全国工業専門学校協会会長賞に推薦のあった36校・60名について承認し、表彰状を授与。

⑦全国工業専門学校協会 紹介パンフの制作

A3版二折り、令和7年3月21日発刊。

構成は、挨拶、事業概要、本会活動、部会活動、沿革、組織図、最新情報など。

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

①文部科学省後援の「第47回観光英語検定試験（2級・3級）」を6月30日に、「第48回観光英語検定試験（1級・2級・3級）」を10月27日に実施。

② 観光英語検定試験関連書籍等の発行販売。

③6月26日、東京・専門学校日本ホテルスクールにおいて第42回定例総会を開催。

④1月18日、第42回全国専門学校英語スピーチコンテスト（共催：TCE財団、全国専修学校各種学校総連合会、後援：文部科学省）を東京・国立オリンピック記念青少年総合センターにて全国の専門学校より11名が出場し開催。

(3) 全国服飾学校協会

①全国服飾学校「第40回ファッション画コンクール」

後援：文科省、経産省、（一社）日本アパレル・ファッション産業協会

協力：（一財）職業教育・キャリア教育財団

贈賞式を令和7年2月7日にアルカディア市ヶ谷 私学会館で開催した。

(4) 全国美術デザイン教育振興会

①第36回全日本高校デザイン・イラスト展の開催（共催：一般財団法人職業教育・キャリア教育財団。後援：文部科学省、経済産業省、全国高等学校長協会、日本私立中学校高等学校連合会、公益社団法人全国高等学校文化連盟、全専各連。協賛：バニーコルアート株式会社）。

イラスト部門のテーマは自由、デザイン部門のテーマは「脱炭素社会」、アニメーション部

門は「スポーツを楽しむ」「海へ行く」「森へ行く」のいずれかを選択する方式にて募集。全国43校の高等学校・高等専修学校が参加、応募作品数は829点。巡回展は11月15日～17日の東日本地区展（於 三鷹市芸術文化センター）、12月13日～15日の西日本地区展（於 中国デザイン専門学校）の3か所で開催。11月16日に東日本地区展会場の三鷹市芸術文化センターにて開かれた全国表彰式には全国各地から受賞者や指導教員、保護者や家族が出席。また、文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室の大塩宏太係長、特別審査委員長の坂口寛敏東京芸術大学名誉教授、パニーコルアート株式会社の野見山亨社長が来賓として出席。

②事業委員会

○色彩士検定の実施

第56回色彩士検定試験：令和6年9月8日（1級・3級）

第57回色彩士検定試験：令和7年1月26日（2級・3級）

「色彩士検定4級試験」をウェブ上にて通年受験料無料で実施している。

○新検定「カラーマスターデジタル検定」の実施

第4回カラーマスターデジタル検定：令和6年6月24日～30日

第5回カラーマスターデジタル検定：令和7年2月8日～13日

（５）全国予備学校協議会

①総会・理事会等各会合の開催

②広報活動（ホームページ運営等にとまなうPR活動）

③研修会の開催

令和6年6月12日（東京ガーデンパレス オンライン併用）

講演テーマ：デジタル時代の教員養成の在り方ーオンライン教育の新時代

講師：三尾 忠男 先生（早稲田大学 教育・総合科学学術院 教授）

令和6年11月20日（KKRホテル熊本 オンライン併用）

講演テーマ：総合型選抜、学校推薦型選抜へのアプローチ

講師：木庭 順子 先生（学校法人熊本壺溪塾学園 理事長）

甲斐 濯 先生（学校法人熊本壺溪塾学園 講師 国語科、小論文科主任）

（６）一般社団法人全国専門学校情報教育協会

①検定事業

インターネットベーシックユーザーテスト受験者 20校 1,937名（令和7年3月末現在）

②情報教育に関する調査・研究事業

実勢調査（実施時期：令和6年7月）

③第21回ビジネスプロデュースコンペティションの開催

令和6年12月に第一次審査（書類選考20校、77ビジネスプランがエントリー）、最終審査のプレゼンテーションは、令和7年2月1日に実施。後援は経産省、TCE財団、全専各連。

④第13回全国専門学校ゲームコンペティションの開催

令和7年1月にアイデア部門第一次審査（書類選考15校、154ゲームプランがエントリー）、令和7年1月にプレイブル部門第一次審査（動画選考18校、130ゲームプラン

がエントリー)、アイデア部門最終結果は令和7年2月7日に発表。プレイアブル部門最終審査は令和7年2月19日に実施。後援はTCE財団、全専各連。

⑤第11回全国専門学校CG作品コンテストの開催

作品募集期間 令和7年1月7日～令和7年2月13日。2D静止画9校128作品、3D静止画12校86作品、動画部門9校72作品がエントリー。令和7年3月14日に審査結果発表。後援はTCE財団、全専各連。

⑥協会ホームページやメールニュース・Slackを活用した、会員校・賛助会員企業等が行うイベント・キャンペーンなどの情報や、関係省庁からの情報発信、会員校資料一括請求サービス等を実施。

(7) 公益社団法人全国経理教育協会

① 第84回定時総会の開催

令和6年6月21日、現地参加方式で開催。令和5年度収支決算書等の承認に関する審議および事業報告が行われた。

② 全国簿記競技大会をCBT方式にて開催。学校所属の生徒だけでなく、一般の部も設けて実施。

③ 常置委員会の開催

総務・財務委員会、企画委員会、検定運営委員会、コンプライアンス委員会、特命担当委員会をそれぞれ開催。

④ 検定試験実施

11検定試験を延べ29回実施。

⑤ 公式過去問題集42種類の販売を行った。

(8) 全国専門学校日本語教育協会

①理事会・総会の開催

- ・令和6年7月2日 理事会・総会を開催
- ・令和7年3月31日 理事会・総会を開催

②執行役員会の開催

- ・令和6年6月28日 第1回執行役員会を開催
- ・令和6年9月6日 第2回執行役員会を開催
- ・令和7年3月24日 第3回執行役員会を開催

③委員会活動

- ・令和6年4月～令和7年2月24日 ニュースレター第69～77号発行
- ・令和6年10月21日 日本語教育機関認定法に関する勉強会（ハイブリッド開催）
- ・令和7年3月31日 文部科学省総合教育政策局日本語教育課課長補佐石川大輔氏による講演を実施
- ・協会パンフレット作成
- ・優秀学生表彰事業を実施
- ・文部科学省、出入国在留管理庁からの通達などを会員に情報提供

④行政との連携

- ・令和6年6月14日 日本語教育推進議員連盟第20回総会に出席
- ・令和6年11月27日 日本語教育推進議員連盟第21回総会に出席

⑤日本語教育機関団体連絡協議会としての活動

- ・本協会の他、(一財)日本語教育振興協会、(一社)全国日本語学校連合会、(一社)日本語学校ネットワーク、(一社)全国各種学校日本語教育協会、(一社)全日本学校法人日本語教育協議会と連携して、日本語教育機関の認定に関する法律への対応、日本語教育推進議員連盟との協議などを実施

⑥日本語弁論大会の開催

- ・令和7年2月7日 第37回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会を開催（於 学校法人文化学園D70教室）

(9) 全国リハビリテーション教育協会

① 総会・理事会

令和6年7月12日 対面開催 開催地：長崎

- ・第1号議案：『令和5年度 事業報告及び収支決算報告（案）の件』
- ・第2号議案：『令和6年度事業計画及び収支予算（案）の件』
- ・第3号議案：『その他』

② 第一回分科会

令和6年7月12日 対面開催 開催地：学校法人岩永学園（長崎）

- ・岩永学園 講演会、校舎見学・意見交換
- ・令和6年度eラーニングコンテンツサイト申し込み状況の報告
- ・令和6年度国家試験対策特別講義 進捗状況の報告

③ 特別講演会（第一回分科会と同日開催）

令和6年7月12日 対面開催

「募集広報の現状と課題 2024年度専門学校入学者マーケット調査から」

講師：副校長兼広報課長 小野 格 先生

「こころ医療福祉専門学校 理学療法科の取り組み紹介」

講師：理学療法科 学科長 大石 勝規 先生

④ 第二回分科会

令和6年12月13日

対面とZOOMのハイブリッド開催 開催地：学校法人福田学園（大阪）

- ・令和6年度eラーニングコンテンツサイト申し込み状況の報告
- ・令和6年度国家試験対策特別講義実施の現状報告
- ・学生指導業務等に関する情報共有
- ・教学関連（学生指導や国試対応など）に関する情報共有 Part 1

⑤ 第三回分科会

令和7年3月17日

対面とZOOMのハイブリッド開催 開催地：学校法人福田学園（大阪）

- ・令和6年度国家試験の所感
- ・学生指導業務等に関する情報共有
- ・教学関連（学生指導や国試対応など）に関する情報共有 Part 2
- ・各校独自の取り組みについて情報共有

(10) 全国専修学校動物系教育協会

① 業務執行理事会の開催

第1回業務執行理事会	2024（令和6）年 4月12日（金）
第2回業務執行理事会	2024（令和6）年 5月28日（火）
第3回業務執行理事会	2024（令和6）年 7月 9日（火）
第4回業務執行理事会	2024（令和6）年 9月27日（金）
第5回業務執行理事会	2024（令和6）年11月 1日（金）
第6回業務執行理事会	2024（令和6）年12月19日（木）
第7回業務執行理事会	2025（令和7）年 2月12日（水）

② 理事会・幹事会、総会の開催

- 第1回理事会・幹事会、総会 2024（令和6）年 6月13日（木）
私学会館アルカディア市ヶ谷にて開催。総会参加：出席35校・委任19校。
- 第2回理事会・幹事会、総会 2025（令和7）年 3月 4日（火）
東京ガーデンパレスにて開催。総会参加：出席28校・委任33校。

③ 全国専修学校各種学校総連合会 分野別専門部会関連

- 申請 2024（令和6）年4月18日（木）
承認 2024（令和6）年6月19日（水）

④ 教職員の資質向上のための事業および調査研究

- グルーマー（トリマー）教師向け研修会開催
日付：2024（令和6）年8月5日（月）
会場：学校法人シモゾノ学園 大宮国際動物専門学校
参加：会員校24校56名、賛助会員2団体・企業5名
・対面参加：会員校12校26名、賛助会員2団体・企業5名
・オンライン参加：会員校12校30名

⑤ 愛玩動物看護師法に関わる情報共有（意見交換・収集・集約）

- 第3回愛玩動物看護師予備試験・国家試験に関する説明会開催
日付：2024（令和6）年9月27日（金）
会場：学校法人ヤマザキ学園 ヤマザキ動物専門学校
参加：会員校45校、賛助会員2団体・企業
・対面参加：全国専修学校動物系教育協会会員校 8校
賛助会員 1団体・企業
共催団体（一社）日本動物保健看護系大学協会会員校 7校
・オンライン参加：全国専修学校動物系教育協会会員校 37校
賛助会員 1団体・企業
共催団体（一社）日本動物保健看護系大学協会会員校 6校

⑥ 関係団体との情報共有及び連携

- インターペット東京&大阪2024への協賛

⑦ 一般社団法人関連

- 登記申請：2024（令和6）年12月17日（火）
登記完了：2025（令和7）年 1月14日（火）

7. 全国私立学校審議会連合会 第79回総会について

10月17日から18日の2日間、長野県・ホテルメトロポリタン長野を会場として、全国私立学校審議会連合会第79回総会が、全国から約150名の参加者を得て開催された。1日目は、総会終了後に専門部会が開催され、第1専門部会（専修学校・各種学校関係）は、山岸建文部会長の進行、助言者に平田眞一全専各連理事、青池浩生同理事を迎え、各協議題について

て審議を行った。2日目は、講演後に総会が開催され、各専門部会の協議結果の報告等が行われた。なお、第1専門部会の協議題と内容等は次のとおり。

○各分野における適切な学科の設置について（特に、新たに工業分野を設置し、情報関係学科の新規設置に係る認可の状況）

令和5年度に新たに工業分野として、情報関係学科の新規設置に係る認可を行った件数は18件。また前記の認可に係り工業分野に設置する情報関係学科について、文部科学省から示された設置基準一部改正のほかに、独自の審査基準・考え方を設けた事例は0件。行政担当者は、工業分野の定義や判断基準も曖昧なため類似の事例を参考、カリキュラムの内容からその妥当性を判断する、など対応に苦慮している。また分野の規定については、その分野と学科設置が適切であるかの判断に困る場合がある。

助言者からは、8分野の設定に関する適正化をはかることの重要性が述べられ、特例算定について必要教員数等に一定の緩和策が設けられる一方で教員の質について認可の審査に生かせる仕組みづくりが必要と述べられた。修学支援新制度において理工農系の中間層への拡大もはかられており、より一層、養成すべき人材像や学修成果を設定し、そのうえでどのような業種、職種の人材を社会に送り出すのか、専修学校側の更なる取り組みも求められている。また急激な社会変化に柔軟に対応できる分野横断的な学びが重要になっていることから、例えば分野分類の細分化なども含め、文部科学省によって提示された専修学校設置基準を参考にしつつ、各地域の実情に即した基準・定義の設定に課題が残るとする意見も述べられた。

○収容定員と募集定員の乖離について

収容定員に関する何らかの指導・助言をおこなった件数はおよそ30件。修学支援新制度の経営要件に「直近3年度全ての在籍学生数が収容定員の5割未満」とあることから、この要件に該当する専門学校に対して、行政側から収容定員の見直し等の助言を行った事例や収容定員の充足率を満たさない場合に都道府県知事等が認める確認取り消し猶予をおこなった事例も見られた。一方で専門学校の社会的信頼性をより強化するために専門学校側も定員管理の適正化や収容定員の変更など自助努力が必要となっている。そのうえで地域の実情に応じた柔軟な対応が求められることが確認された。

○学校設置認可時における経営に必要な財産及び校地・校舎の保有条件等について

学校新設の際に必要な財産の基準は各都道府県により異なり、開設年度の経常的経費の一定割合以上または年度相当額を求め、そのうち借入金の充当割合についても一定の基準を設けている。校地・校舎等について借用・負担付を認めた事例は41地域。専修学校各種学校の校地・校舎は原則、自己所有であるが、学校経営の安定性・継続性を担保するため、例えば専修学校では「長期間（20年以上）の賃貸借契約」として、教育上支障がないと認められることを条件としている事例が多数にのぼるが、特別な事情等、地域により民間所有地の借用など柔軟な対応がなされている事例もみられた。

また設置認可時に財産状況だけではなく少子化が見込まれる中、高校や地域に実地調査などを行い学校の設立需要から学生確保の見通しを調査項目に設けるなど経営健全化や経営の安定化に努める観点も必要との意見も述べられた。

I.財務諸表の部

貸借対照表

令和 7年 3月31日現在

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	96,949,230	90,964,183	5,985,047
現金	0	487,646	△ 487,646
普通預金	39,190,898	65,942,950	△ 26,752,052
振替貯金	57,758,332	24,533,587	33,224,745
流動資産合計	96,949,230	90,964,183	5,985,047
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産特定預金	180,000,000	180,000,000	0
基本財産合計	180,000,000	180,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当特定預金	0	16,080,800	△ 16,080,800
活性化対策特定預金	116,500,000	124,600,000	△ 8,100,000
特定資産合計	116,500,000	140,680,800	△ 24,180,800
(3) その他固定資産			
建物附属設備	62,332	187,337	△ 125,005
什器備品	9	9	0
敷金	77,250,000	77,250,000	0
その他固定資産合計	77,312,341	77,437,346	△ 125,005
固定資産合計	373,812,341	398,118,146	△ 24,305,805
資産合計	470,761,571	489,082,329	△ 18,320,758
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	129,216	860,424	△ 731,208
預り金	5,105	244,539	△ 239,434
流動負債合計	134,321	1,104,963	△ 970,642
2. 固定負債			
退職給付引当金	0	16,080,800	△ 16,080,800
固定負債合計	0	16,080,800	△ 16,080,800
負債合計	134,321	17,185,763	△ 17,051,442
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	(180,000,000)	(180,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(116,500,000)	(124,600,000)	(△ 8,100,000)
正味財産合計	470,627,250	471,896,566	△ 1,269,316
負債及び正味財産合計	470,761,571	489,082,329	△ 18,320,758

正味財産増減計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	[3,062]	[3,054]	[8]
基本財産受取利息	3,062	3,054	8
受取入会金	[410,000]	[500,000]	[△ 90,000]
受取入会金	410,000	500,000	△ 90,000
受取会費	[112,148,000]	[112,842,000]	[△ 694,000]
受取都道府県協会等会費	109,148,000	111,042,000	△ 1,894,000
受取分野別専門部会費	3,000,000	1,800,000	1,200,000
雑収益	[1,596,216]	[726]	[1,595,490]
退職給付引当金取崩額	1,570,200	0	1,570,200
受取利息	26,016	726	25,290
経常収益計	114,157,278	113,345,780	811,498
(2) 経常費用			
会議運営費	[17,037,690]	[16,186,484]	[851,206]
総会運営費	1,231,249	1,487,979	△ 256,730
役員会運営費	4,752,313	4,229,146	523,167
委員会運営費	1,491,515	1,877,190	△ 385,675
事務担当国会議費	1,382,089	0	1,382,089
ブロック会議費	6,301,485	6,301,485	0
出張旅費	1,879,039	2,290,684	△ 411,645
振興対策費	[2,696,367]	[3,064,020]	[△ 367,653]
会議費	0	16,885	△ 16,885
対策諸費	2,696,367	3,047,135	△ 350,768
広報活動費	[5,823,949]	[4,496,039]	[1,327,910]
広報活動費	2,374,909	2,322,017	52,892
広報発行費	3,449,040	2,174,022	1,275,018
協会運営費	[24,381,887]	[23,522,840]	[859,047]
協会運営費	24,381,887	23,522,840	859,047
職業教育の日推進費	[1,705,050]	[1,829,653]	[△ 124,603]
職業教育の日推進費	1,705,050	1,829,653	△ 124,603
交付金	[2,182,960]	[2,220,840]	[△ 37,880]
都道府県協会等交付金	2,182,960	2,220,840	△ 37,880
50周年記念事業費	[228,538]	[0]	[228,538]
記念委員会運営費	228,538	0	228,538
管理費	[61,370,153]	[59,019,487]	[2,350,666]
給料手当	37,020,259	38,293,602	△ 1,273,343
雑給	1,888,122	1,211,308	676,814
退職金	1,626,300	0	1,626,300
退職給付引当金繰入	3,296,600	2,149,700	1,146,900
法定福利費	6,231,648	6,277,499	△ 45,851
福利厚生費	298,745	355,204	△ 56,459
旅費交通費	1,281,250	1,363,463	△ 82,213
顧問料	2,092,200	2,092,200	0
通信運搬費	882,188	436,957	445,231
減価償却費	125,005	174,909	△ 49,904
消耗品費	93,648	229,289	△ 135,641
新聞図書費	260,044	262,018	△ 1,974
印刷費	353,380	322,674	30,706
水道光熱費	283,267	253,639	29,628
家賃	4,849,058	4,849,058	0
支払手数料	504,658	510,066	△ 5,408
雑費	283,781	237,901	45,880
経常費用計	115,426,594	110,339,363	5,087,231
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,269,316	3,006,417	△ 4,275,733
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	△ 1,269,316	3,006,417	△ 4,275,733
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
退職給付引当金振替額	[14,510,600]	[0]	[14,510,600]
経常外収益計	14,510,600	0	14,510,600

科 目	当年度	前年度	増 減
(2) 経常外費用			
退職給付引当金繰入額	[14,510,600]	[0]	[14,510,600]
経常外費用計	14,510,600	0	14,510,600
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 1,269,316	3,006,417	△ 4,275,733
一般正味財産期首残高	471,896,566	468,890,149	3,006,417
一般正味財産期末残高	470,627,250	471,896,566	△ 1,269,316
Ⅱ 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
Ⅲ 正味財産期末残高	470,627,250	471,896,566	△ 1,269,316

財務諸表に対する注記

令和7年3月31日

全国専修学校各種学校総連合会

1. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

建物附属設備 定額法による。但し、平成28年3月31日以前に取得したものについては、定率法による。

什器備品 定率法による。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	0	0	180,000,000
小計	180,000,000	0	0	180,000,000
特定資産				
退職給付引当特定預金	16,080,800		16,080,800	0
活性化対策特定預金	124,600,000	24,200,000	32,300,000	116,500,000
小計	140,680,800	24,200,000	48,380,800	116,500,000
合計	320,680,800	24,200,000	48,380,800	296,500,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産特定預金	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
小計	180,000,000	(0)	(180,000,000)	—
特定資産				
退職給付引当特定預金	0	—	(0)	(0)
活性化対策特定預金	116,500,000	(0)	(116,500,000)	—
小計	116,500,000	(0)	(116,500,000)	()
合計	296,500,000	(0)	(296,500,000)	()

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物附属設備	7,231,528	7,169,196	62,332
什器備品	2,034,400	2,034,391	9
合計	9,265,928	9,203,587	62,341

II.収支計算書の部

収支計算書

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[3,062]	[6,938]
基本財産利息収入	10,000	3,062	6,938
入会金収入	[300,000]	[410,000]	[△ 110,000]
入会金収入	300,000	410,000	△ 110,000
会費収入	[106,800,000]	[112,148,000]	[△ 5,348,000]
都道府県協会等会費収入	105,000,000	109,148,000	△ 4,148,000
分野別専門部会費収入	1,800,000	3,000,000	△ 1,200,000
雑収入	[20,000]	[26,016]	[△ 6,016]
受取利息収入	10,000	26,016	△ 16,016
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	107,130,000	112,587,078	△ 5,457,078
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[21,760,000]	[17,037,690]	[4,722,310]
総会運営費支出	2,060,000	1,231,249	828,751
役員会運営費支出	6,150,000	4,752,313	1,397,687
委員会運営費支出	2,990,000	1,491,515	1,498,485
事務担当者会議費支出	2,250,000	1,382,089	867,911
ブロック会議費支出	6,310,000	6,301,485	8,515
出張旅費支出	2,000,000	1,879,039	120,961
振興対策費支出	[4,300,000]	[2,696,367]	[1,603,633]
会議費支出	300,000	0	300,000
対策諸費支出	4,000,000	2,696,367	1,303,633
広報活動費支出	[4,940,000]	[5,823,949]	[△ 883,949]
広報活動費支出	2,660,000	2,374,909	285,091
広報発行費支出	2,280,000	3,449,040	△ 1,169,040
協会運営費支出	[29,770,000]	[24,381,887]	[5,388,113]
協会運営費支出	29,770,000	24,381,887	5,388,113
職業教育の日推進費支出	[2,060,000]	[1,705,050]	[354,950]
職業教育の日推進費支出	2,060,000	1,705,050	354,950
交付金支出	[2,100,000]	[2,182,960]	[△ 82,960]
都道府県協会等交付金支出	2,100,000	2,182,960	△ 82,960
50周年記念事業費支出	[3,000,000]	[228,538]	[2,771,462]
記念委員会運営費支出	3,000,000	228,538	2,771,462
管理費支出	[66,850,000]	[57,948,548]	[8,901,452]
給料手当支出	41,000,000	37,020,259	3,979,741
雑給支出	4,500,000	1,888,122	2,611,878
退職金支出	0	1,626,300	△ 1,626,300
法定福利費支出	7,800,000	6,231,648	1,568,352
福利厚生費支出	800,000	298,745	501,255
旅費交通費支出	1,600,000	1,281,250	318,750
顧問料支出	2,100,000	2,092,200	7,800
通信運搬費支出	1,100,000	882,188	217,812
消耗品費支出	600,000	93,648	506,352
新聞図書費支出	300,000	260,044	39,956
印刷費支出	500,000	353,380	146,620
水道光熱費支出	500,000	283,267	216,733
家賃支出	4,850,000	4,849,058	942
租税公課支出	50,000	0	50,000
支払手数料支出	800,000	504,658	295,342
雑支出	350,000	283,781	66,219
事業活動支出計	134,780,000	112,004,989	22,775,011
事業活動収支差額	△ 27,650,000	582,089	△ 28,232,089
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	[32,300,000]	[48,380,800]	[△ 16,080,800]
退職給付特定預金取崩収入	0	1,570,200	△ 1,570,200
退職給付特定預金振替収入	0	14,510,600	△ 14,510,600
活性化対策特定預金取崩収入	32,300,000	32,300,000	0
投資活動収入計	32,300,000	48,380,800	△ 16,080,800
2. 投資活動支出			

科 目	予算額	決算額	差 異
特定預金支出	[26,800,000]	[42,007,200]	[△ 15,207,200]
退職給付引当特定預金支出	2,600,000	3,296,600	△ 696,600
退職給付引当特定預金振替支出	0	14,510,600	△ 14,510,600
活性化対策特定預金支出	24,200,000	24,200,000	0
投資活動支出計	26,800,000	42,007,200	△ 15,207,200
投資活動収支差額	5,500,000	6,373,600	△ 873,600
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	—————	2,000,000
当期収支差額	△ 24,150,000	6,955,689	△ 31,105,689
前期繰越収支差額	89,859,220	89,859,220	0
次期繰越収支差額	65,709,220	96,814,909	△ 31,105,689

収支計算書に対する注記

令和7年3月31日

全国専修学校各種学校総連合会

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金預金、未収入金、仮払金、未払金及び預り金を含めている。

なお、前期末及び当期末残高は、下記2に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

(単位：円)

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	90,964,183	96,949,230
合計 (1)	90,964,183	96,949,230
未払金	860,424	129,216
預り金	244,539	5,105
合計 (2)	1,104,963	134,321
次期繰越収支差額 (1)-(2)	89,859,220	96,814,909

監査報告書

全国専修学校各種学校総連合会
会 長 多 忠 貴 殿

令和 7 年 6 月 6 日

全国専修学校各種学校総連合会

監事 竹 内 祐 治

監事 坂 本 歩

監事 戸 早 秀 暢

私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の監事として、会則第14条第5項に基づいて同総連合会の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財務諸表及び収支計算書並びに理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、上記の財務諸表は公益法人会計基準に準拠しており、また、収支計算書は「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月）に従っています。

以上により、私たちは、全国専修学校各種学校総連合会の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の正味財産増減の状況並びに同会計年度の収支の状況を適正に表示しているものと認めました。また、理事の業務執行状況に関する不正の行為又は法令若しくは会則その他細則に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上

第3号議案 令和7年度事業計画案

1. 運動方針

(1) 基本方針

政府は、国全体が急速な人口減少社会を迎えるなか、少子化対策や地方創生の取組を強力に推進している。自律的な地域社会の新たなかたちを創出していくための先端技術の活用、また生産年齢人口減少への対応として「人への投資」を通じた雇用慣行の変化にも対応できる個々の能力向上、社会の担い手としての外国人の受け入れ等、育成、獲得、流動化といった多面的な人材確保の取組も進めており、誰もが自由で柔軟に活躍できる社会の実現を目指している。

本連合会は、時代の要請に応じた職業教育を展開し地域や産業界に有為な人材を輩出している専修学校各種学校（専修学校等）の振興のために、経年の事業計画にもとづき全国的な運動を展開、一定の成果を上げることで専門学校は高等教育機関、高等専修学校は後期中等教育機関、専修学校一般課程や各種学校は生涯学習機関としてその地位を確立してきた。特に令和6年度は国会で「学校教育法の一部を改正する法律」が可決されたことにより「大学等との制度的整合性」、「専門学校修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上」、「教育の質の保証」などの措置が講じられることで、学校教育法上における専門学校の高等教育機関としての位置づけがより明確になった（令和8年度施行）。また、令和4年度から開始された職業実践専門課程認定校を対象にした特別交付税による地方財政措置に続いて、令和7年度からは高等専修学校にも同様の措置が拡大されることになった。

令和7年度は令和6年度に実現した制度改革や改正私立学校法施行等へ対応する年であるとともに、専修学校制度制定から50年という大きな節目を迎える。制度制定からこの間、格差是正、助成、税制、質の保証向上に関する幾多の改革が実現されることで、実践的な職業教育をアイデンティティとする専修学校等の様々な振興がはかられてきた。7月には制度制定50周年記念事業が予定されており、本事業をもって専修学校等の存在意義を社会に広く発信する機会とするとともに、一層の発展を目指す「次の50年」に向けた新たな出発点とする。

本連合会は7年度に以下の5つの方針を掲げる。

1. 職業教育体系の確立に向けた対応
2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進
3. 専修学校及び各種学校制度の振興に向けた対応
4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応
5. 全専各連・都道府県協会等の組織強化・活性化

本連合会は、専修学校等の振興に向けて、令和7年度も文部科学省、厚生労働省をはじめとする行政機関への提言、要望等のはたらきかけをしていくとともに、議員連盟、会員校・都道府県協会等さらには課程別部会、分野別専門部会及び関係団体等と連携・協力し、専修学校等の社会的地位の向上、他の学校種との格差是正、生涯学習社会の構築、そして職業教育が時代の変化に即応した人材育成の仕組みとして永続的に機能し、その教育内容が社会から確固たる評価が得られることを目指す。

以下、基本方針を踏まえた運動の具体的内容について「重点目標」として列挙する。

(2) 重点目標

重点事項を整理するとともに、具体化に向けては各項目が密接に関連し相乗効果をあげることを目指し、重点目標を以下5項目に掲げる。

1. 職業教育体系の確立に向けた対応

i. 制度改正を含めた具体化に向けた対応

- ① 我が国の教育体系の中で「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」を確立し、職業教育と学術研究が同等に評価される社会の実現を目指す。
- ② 「学校教育法の一部を改正する法律」における専門学校の制度整備（①大学等との制度的整合性：入学資格や単位制、②専門学校修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上：専攻科、③教育の質の保証を図るための措置：自己点検評価義務付け、外部評価＜第三者評価＞の努力義務）への対応等を進める。
- ③ 「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」で検討されている今後の専修学校の学校評価ガイドラインの見直しの方向性に加えて、今後の専修学校の学校評価の見直し（専修学校における第三者評価のあり方）などの具体化を目指すとともに、学校評価の重要性について全国的な周知・啓発を図る。
- ④ 職業教育の体系化に向けて、その基底となる社会の人材需要の把握、他の学校種との関係整理をしつつ、職業実践専門課程を基軸とした専門学校側の取組を推進する。

2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進

i. ガバナンスの強化への対応

- ① 学校法人制度改革への対応として、令和7年度の改正私立学校法施行にともなう寄附行為の変更、理事会、評議員会の運営、学校法人会計基準への対応、情報公開への取組等について、引き続き周知を行うとともに専修学校等の公共性と社会的信頼性の向上と、学生生徒が安心して学べる環境整備を進める。
- ② 専修学校等の社会的理解・信頼獲得のため、学校評価の確実な実施と結果公表とあわせて、教育活動の具体的な指針も含め、学校運営に関する情報の積極的な公開による公的教育機関としての説明責任の必要性を啓発する。
- ③ 令和6年6月19日に日本版DBS（子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）を導入するための法律が成立したことを受けて、18歳未満の生徒を受け入れている高等課程、一般課程および各種学校においては運営上影響が想定されることから、令和8年の施行に向けて制度設計の動向を確認しながら対応を検討していく。

ii. 質保証・向上に向けた取組と国際通用性への対応

- ① 学校教育法の一部を改正する法律により専門学校における第三者評価が努力義務化されたことを受け、受審期間、評価項目、評価者、義務化の方向性等について協力者会議における議論をもとに環境整備に向けた検討を行う。
- ② 中長期的な計画に基づく教職員一体となった学校運営体制の構築が求められていることから、職業教育のマネジメントに関する研究を進めるとともにその重要性を発信していく。
- ③ 職業実践専門課程における第三者評価、分野別評価のあり方について協力者会議の提言及び文科省委託事業における成果を踏まえ、専門学校への第三者評価の導入を含む学校評価の意義について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図るとともに質の保証・向上に向けた取組を推進する。
- ④ 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」等の国際通用

性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係を明確化し、かつ我が国の職業教育体系の確立に向けて、高度専門士の国際標準教育分類（ISCED）のレベル設定の変更を契機として、「国家学位・資格枠組み（NQF）」についての検討を加速化するよう関係方面への働きかけを強化する。

- ⑤ 分野別評価については、実践的な職業教育の観点から職業実践専門課程の認定学科を基軸として整理された新たな分野分類を活用しNQF構築や文部科学省学校基本調査コードの見直し等に繋げていく。

3. 専修学校及び各種学校制度の振興に向けた対応

i. 職業実践専門課程の充実に向けた教育内容の高度化と産学官連携の推進

- ① 職業実践専門課程の一層の充実のため、協力者会議の議論や文科省委託事業の各種調査結果を踏まえ、職業教育のマネジメントの実践、現状に即した認定要件の検討、第三者評価の導入（義務化に向けた検討）も含めた学校評価の充実など、質の保証・向上に向けた取組を推進する。
- ② 「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、一定の要件を満たす専修学校に専攻科（適格専攻科）の設置が認められたことから、適格専攻科を設置することができる対象分野の拡大を目指す。また、適格専攻科の設置にともない、区分制が実現する高度専門士課程の教育内容の高度性に関する実態把握に取り組む。
- ③ 専修学校等の人材養成機能の向上のため、会員校における文科省委託事業等の積極的な取組を支援する。
- ④ 地域のアクセス確保・人材育成を図るため、高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する協議体への専門学校の積極的な参画を促していくとともに、高等専修学校については学びのセーフティネット機能強化に向け都道府県との連携を通じ、地域振興の具体化を目指す。

ii. 中央教育審議会（中教審）各分科会、協力者会議等への対応

- ① 我が国の教育政策を議論する中教審大学分科会や生涯学習分科会等の議論に対応するとともに、協力者会議の議論も踏まえ、具体的な振興方策の取りまとめや制度改正を含む確実な措置の実現を目指す。また、大学分科会においてまとめられた高等教育機関における機関別の役割に明記された専門学校の特色である実践的な職業教育の推進等について、他の高等教育機関の特色との差異を明確にする。

iii. 財政措置及び学生生徒に対する修学支援への対応

- ① 高等専修学校の生徒と保護者の経済的負担軽減のため、高等学校等就学支援金の拡充により、経済的に厳しい家庭の生徒が職業教育を受ける可能性が大きく広がったことを受け、さらなる制度の普及広報に努める。また、各都道府県における高等学校と同等の予算措置、特別支援教育支援を強く求める。
- ② 高等専修学校に対する特別交付税による地方財政措置が令和7年度から創設されることから、都道府県における助成措置の拡充及び新規予算化にかかる十分な財政措置が講じられるよう全国的な要望活動を展開する。
- ③ 高等教育の修学支援新制度について、全ての専門学校が対象機関となるよう啓発活動を推進するとともに、さらなる制度の充実に向けた運動を展開する。
- ④ 職業実践専門課程認定校に対して、特別交付税による地方財政措置による都道府県での助成措置の拡充及び新規予算化が図られるよう全国的な運動を展開する。

iv. 厚労省施策への対応

- ① 国や地方公共団体に対して、全国から寄せられた個別事案を踏まえつつ専修学校等と公共職業能力開発施設等との競合回避に向けた具体的解決方策の提示を求める。
- ② 教育訓練を中心とした雇用対策において、専修学校等の活用や訓練の質的指標のあり方の見直し等を求めるとともに、各地域の専修学校等における一層の取組の推進を図る。
- ③ 産業界に対して、専修学校等の制度や職業教育機関として社会に果たしている役割等にかかる知識、理解不足に対して尚一層の理解促進を図る。

v. 職業教育推進のための具体的課題への取組

- ① コロナ禍において急速に普及したオンライン教育については、従来の対面授業の補完に留まらず、地理的・時間的制約を解消し、非常時においても教育の継続性を担保する新しい時代の標準的教育手法となりつつある。今後のガイドライン策定も見据え、対面授業と同等の教育効果が得られるよう、質の担保が確実に図られる取組を推進するとともに、指定養成施設も含め幅広い分野で活用されるよう制度の充実、改善につなげていく。
- ② こども家庭庁や幼保一元化の動向を注視し、過去の実績と同様に文科大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、制度運用の是正を求める。
- ③ 個人事業者における円滑な事業承継を促進するため、一定の要件に基づいて贈与税・相続税が免除される「個人版事業承継税制」について、個人立専修学校等の設置者に対して的確な情報の提供を行う。あわせて、地方税である固定資産税についても、個人立校への減免措置拡大のため必要な情報を提供していく。
- ④ 犯罪による収益の移転防止に関する法律により、専修学校一般課程及び各種学校に対する入学金、授業料等の支払に係る現金での振り込みについては、その額が10万円を超える場合、金融機関の窓口での本人確認書類の提示等が必要となっている。法令上、入学資格が明確でないということを理由に、幼稚園と同様に本人確認が必要とされているという現状があり、専修学校一般課程及び各種学校に対しても、専門課程・高等課程や他の学校種と同様の取り扱いを関係省庁に求めていく。

vi. 主権者教育等の推進

- ① 選挙権年齢18歳以上の学生生徒が社会や政治への関心を高め、社会参加の意識を醸成するため、家庭・学校・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習や具体的な教材による主権者教育を推進し、職業人・社会人としての意識の向上を目指す。
- ② 専修学校等の職業教育の充実とともに、租税教育、消費者教育、知財教育、防災教育、社会貢献への意識啓発といった教育について、積極的に情報提供を行い各専修学校等において対応を推進する環境を整備する。

vii. 情報発信による理解促進

- ① 各専修学校等による教育活動の特色や職業教育の魅力、地域相互のネットワークを介した事例研究などの情報発信等を通じて、各教育段階における職業教育・キャリア教育の重要性を広く浸透させる。その一環として、文科省サイト「#知る専」の積極的な活用や全国統一の「7月11日職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、地方公共団体や産業界との緊密な関係を一層深めていく。
- ② 文科省と連携して、個々の学生生徒の適性・能力等の公平・公正な評価に基づく進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関へ積極的に発信する。

viii. 他の学校種との接続・連携の推進

- ① 職業教育の評価向上の一環として、高等専修学校と中学校及び専門学校と高等学校

の有機的な連携、また高等教育機関間の学生の流動性を高めるため専門学校と大学（専門職大学含む）の連携・接続を推進する。

- ② 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、所謂「3つのポリシー」への取組を参照しつつ、職業教育を行う専門学校の募集方針、教育目標、到達目標といった具体的な方針等を提示するなど、学生受け入れ及び入試内容等について理解促進を図る。

ix. 教育環境の整備

- ① 文科省予算の施設・設備整備費補助を活用し、学校施設の耐震化、アスベスト対策、エコキャンパスへの転換、情報関係設備の整備などへ積極的に対応する。
- ② （独）日本学生支援機構の奨学金事業の拡充と、返済猶予措置の対象となる卒業者の対処手続きを含む事項について会員校への情報提供を推進するとともに、地方公共団体等が運営する奨学金関連制度の全国的な状況把握に努めるとともに、専修学校等への対象範囲拡大を求める。

x. 大規模災害支援

- ① 近年頻発する大規模自然災害は、専修学校等に直接的被害をもたらすと同時に、学生生徒やその保護者も被災者となる可能性をはらんでいる。近い将来、発生 of 切迫性が指摘されている大規模地震（南海トラフ地震や首都直下型地震等）などから生命、財産を守るため、強い危機感のもと、確実に一条校と同等の支援策を受けられるよう激甚災害法の早期改正を求めている。また、不測の事態に備えて行政機関と会員校の緊密な連携体制を構築するよう要望する。あわせて、専修学校等の防災拠点としての役割についても、所在する地域や個々の学校の状況に応じて検討していく。
- ② 令和6年1月1日に発生した能登半島地震を含む大規模自然災害の被災地域の専修学校等、被災した学生生徒及び保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生及び暮らしの再生など人材養成や災害の多い我が国に必要な防災教育等に係る国の政策を一層推進するため、専修学校等の教育機能が幅広く活用されることを目指す。

4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応

i. リカレント教育の推進

- ① 人生100年時代に向けた多様なリカレント教育機会の充実を図るとともに、産業界や地域と連携した知識や技術のアップデート（リスキリング）実践モデルを開発し、社会人や女性さらには就職氷河期世代の学びの機会を積極的に提供する。
- ② リカレント教育の充実を図る観点から、文科省委託事業や厚労省の能力開発・雇用政策に対応し、専修学校等が幅広く活用されるよう、それぞれの教育訓練の受講推移等について会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。
- ③ 我が国のリカレント教育の環境整備のために求められている、NQF構築による学習成果の可視化、国内外の人材流動性の活性化などの実現を目指す。

ii. 厚労省施策への対応

- ① 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練等）において、職業実践専門課程やキャリア形成促進プログラム認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進め、専修学校等の教育プログラムが社会人の学び直しにより活用されるよう

内容の充実につとめるとともに、教育訓練給付制度の指定要件等の弾力化や支援策の拡充を求める。

- ② 専修学校等においては、エッセンシャルワーカーの着実な育成とあわせて、人材の流動化に資する高度職業教育の提供も重要な役割である。社会人の学び直しのための教育コンテンツ開発を推進し好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント教育の充実を図る体制の整備を求める。
- ③ 本連合会の動向を含め全国的な状況について情報共有をはかりつつ、都道府県に設置されている「地域職業能力開発促進協議会」への専修学校等の積極的な参画を通じて、リカレント教育も含めた各地域の職業訓練の充実、活性化に向けた取組を推進する。

iii. 留学生政策への対応

- ① 専門学校への優秀な留学生の受入れを推進するとともに、令和5年度に創設された文部科学大臣認定制度「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の普及啓発と今後の実績及び制度的効果の検証を踏まえ、特に地方の中小企業等への専門学校留学生の卒業後の就職機会の更なる拡大を目指す。
- ② 留学生40万人受入れに向け非漢字圏からの留学生数の大幅な増加が見込まれる。確実な日本語能力獲得の観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を現行の2年から3年に延長することを目指す。また、令和6年度から開始された日本語教育機関等の認定制度については、中教審生涯学習分科会日本語教育部会長所見にあるように、関係法令の遵守はもとより、法の趣旨を踏まえた日本語教育を行うよう専門学校及び各種学校に対して適切な対応を周知・啓発する。また、各校の認定制度への対応にかかる負担軽減や支援のあり方について検討する。
- ③ 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校の国際化推進事業」等の施策を推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受け入れ促進プログラム（旧 外国人留学生学習奨励費給付制度）の専門学校枠の拡充を求める。
- ④ 専門学校等における適切な留学生受け入れのために、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」の周知も含めた在籍管理のより一層の徹底を推進することについて、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。また、留学生が卒業後に社会で活躍できる環境整備に向けて、産業界、専門学校、日本語教育機関の協力体制の推進を図る。

5. 全専各連・都道府県協会等の組織強化・活性化

i. 組織の強化

- ① 本連合会が全国団体として機能し継続的に事業を推進していくため、各重点目標の意義を共有し、会員校の参加意識を高める。また、課程別部会の充実を図るとともに、分野別専門部会を含む本連合会全体の中長期的な組織形成のあり方や活性化方策等を引き続き検討する。
- ② 全国団体として国や地方公共団体等との関係を維持・強化するため、未会員校加入促進のための都道府県協会等の活動を後押しし、組織率の向上を図る。
- ③ 会員校の教育の質向上や健全な運営、教職員の資質向上、職業教育のより一層の振興に資するため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）及びキャリア教育共済協同組合の各種事業への会員校の参加を促進する。また、本連合会

としても、T C E財団が実施する研修事業の実施について積極的に協力・支援する。

ii. 連携の強化

- ① 本連合会の諸活動に関する継続的な情報提供等を通じて、都道府県協会等との連携・協力を深め、特に国の具体的政策を地方公共団体等で展開する場合、都道府県協会等が主体的に参画できるよう支援を行う。また、都道府県協会等間の交流促進を図るとともに、会員校との相互ネットワークによる情報提供、情報共有機能を強化する。
- ② 関係府省庁及び機関等に対して、専修学校等の今後の振興策立案に必要な各種統計調査の実施や優位性の裏付け(地元への就職率、定着率等)となる統計データ収集を働きかけるとともに、都道府県協会等及び会員校に対して、各種調査等への積極的な協力と、必要な統計データ作成への取組や全専各連都道府県別助成状況調査の活用を推進し、組織的な調査機能強化を目指す。また、学生募集などの専修学校等の広報戦略について、情報発信の在り方も含めて全国団体としての支援方策について検討する。
- ③ 職業実践専門課程への特別交付税による地方財政措置(令和4年度)に続き、高等専修学校に対する特別交付税措置が令和7年度に創設されることから、都道府県やブロックなど地域単位での予算要望活動の活発化に資するため、本連合会からの具体的方策の提案や適格な情報提供を継続的に行う。
- ④ 都道府県協会等が地域の教育機関をはじめ、産業界や行政、議会、地域職業能力開発協議会とのつながりを密にして、都道府県単位での地方創生に向けた取組や「高大接続改革を踏まえた専門学校の新入生・入試に関する指針」への対応、リカレント教育も含めた職業訓練計画への参画状況などの情報や好事例を共有し、各地域での運動がより円滑に展開できる環境整備を目指す。

iii. 専修学校制度制定50周年事業について

- ① 令和7年度は専修学校制度が創設されて50周年にあたることから記念式典等を開催し、職業教育のより一層の振興に資するため、専修学校制度制定からのあゆみを振り返るとともに、今後の我が国の職業教育を担う専修学校の一層の発展・充実を期する会とする。

2. 会議の開催

(1) 定例総会・理事会

定例総会・理事会を6月に、理事会を2月に開催する(2月の理事会は、全専協と合同で開催)。6月の定例総会・理事会では出席者相互の情報交換、親睦を目的に会議終了後に全専協と合同で懇親会を開催する。

日程及び提出議題(予定)は次のとおり。

<第74回定例総会・第141回理事会(令和7年6月18日)／アルカディア市ヶ谷>

- 令和6年度事業報告
- 令和6年度決算報告ならびに監査報告
- 令和7年度事業計画案<令和7年2月の理事会に原案提出>
- 令和7年度収支予算案<令和7年2月の理事会に原案提出>
- 令和7年度第1次補正予算案

<第142回理事会(令和8年2月26日)／アルカディア市ヶ谷>

- 令和8年度事業計画原案

○令和 8 年度収支予算原案

○令和 7 年度中間報告

(2) 常任理事会

定例総会及び理事会に提案する議題並びに事業進捗状況等を協議するために 2 回開催。(定例総会及び理事会と同日開催の 6 月と 2 月に開催)。

(3) 正副会長会議

具体的な事業執行や常任理事会への提出議題を検討するため適宜開催する。

なお、職業教育の社会的評価向上をはじめ、職業教育体系の確立や教育再生など専修学校等に関わる教育改革、学生生徒への支援措置の制度化等、本連合会が掲げる重要な方針等の論点を議論・整理するため、必要に応じて正副会長会議のもとに分科会を設ける。

(4) 都道府県協会等代表者会議

文科省令和 8 年度専修学校関係予算、ブロック会議報告等の情報提供及び情報交換を主な目的として、11 月 28 日にアルカディア市ヶ谷で開催する。

(5) 課程別部会代表者会議

各課程別部会の活動を活性化すること等を目的に年 1 回開催する。

(6) ブロック会議

令和 7 年度の予定は以下のとおり。

○北海道 : 令和 7 年 9 月 2 日 (火) ～ 3 日 (水) 旭川市・旭川アートホテル

○東北 : 令和 7 年 9 月 19 日 (金) 秋田県・秋田キャッスルホテル

○北関東信越 : 令和 7 年 8 月 21 日 (木) 長野県・ホクト文化ホール

○南関東 : 令和 7 年 10 月 24 日 (金) 神奈川県・崎陽軒本店

○中部 : 令和 7 年 8 月 22 日 (金) 岐阜県・ホテルグランヴェール岐山

○近畿 : 令和 7 年 7 月 11 日 (金) 京都府・ホテルグランヴィア京都

○中国 : 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 鳥取県・ANA クラウンプラザホテル米子

○四国 : 令和 7 年 8 月 1 日 (金) 高知県・ザ クラウンパレス新阪急高知

○九州 : 令和 7 年 7 月 25 日 (金) 熊本県・KKR ホテル熊本

(7) 事務担当者会議

事業計画や個々の事業の諸手続を説明し、都道府県協会等の共通の課題等について意見交換することを目的に、TCE 財団と共催で 4 月 18 日 (金) にアルカディア市ヶ谷で開催する。

3. 委員会活動方針

(1) 総務委員会

本委員会は、会の運営に係る全般を所管し、

○文科省及び関係諸官庁並びに関係団体との折衝等

○運動方針並びに事業計画の検討

○総会及び理事会並びに式典に関する事項

○広報及び会員校に関する事項

○協力者会議に関する事項

などを主な業務とする。

本委員会は、専修学校及び各種学校制度の充実・改善などについて検討し、具体的方策を取りまとめるほか、専修学校及び各種学校の振興並びに当面する課題等について、文科省をはじめ関係府省庁等とも協議を行いながら、対応方策を取りまとめて活動を行う。

なお、国の議論の動向を踏まえ、優先順位の高い課題については、より具体的な活動を推進するためにプロジェクトチームを設置するなど適宜対応し、必要に応じて組織委員会、財務委員会と連携をはかる。

（２）財務委員会

本委員会は、会の財務・会費に係る全般を所管し、

○予算及び決算に関する事項

○会費に関する事項

○財産の管理に関する協議・提言事項

などを主な活動内容とする。

会として財務上の健全かつ適正な運営が図られるよう、予算執行状況等を確認する。あわせて、今後の財政状況を勘案しつつ、各委員会等との議論を通じて重点化すべき計画等を確認し、収支の均衡等に配慮した予算原案の立案を行う。

また、会費収入の減少傾向が続くなか、継続的・安定的な会の運営のあり方等について他の常置委員会と連携しながら検討を行う。

（３）組織委員会

本委員会は、会の組織に係る全般を所管し、

○組織の活性化に関する協議・提言事項

○組織見直しに伴う会則改正等に関する事項

などを主な活動内容とする。

全専各連及び全専協の持続的運営のあり方について、会員校組織率改善方策や会費のあり方等を含め、財務委員会、総務委員会、全専協総務運営委員会と連携し検討を進める。

さらには、会員校の減少及び組織率の低下がみられる中、都道府県協会等の現状と課題を調査・研究し、組織の安定的運営を図るため、中長期的に具体的方策を検討する。

（４）個人立校振興委員会（特別委員会）

本委員会は、個人立校独自の課題に関する事項について所掌する。

全専各連の全面的な支援のもと、固定資産税の減免運動を積極的に推進するとともに本運動に関する調査を実施する予定。調査結果を会員校に周知して地方自治体向けに固定資産税の減免を訴求し易い環境整備を図る。また、「個人版事業承継税制」の活用により、個人立校の円滑な事業承継が促進されるよう周知を図る。

（５）専修学校制度制定５０周年事業実施委員会（特別委員会）

専修学校制度５０周年記念式典・祝賀会を挙行し、専修学校制度のこれまでの歩を振り返るとともに、今後の新たな職業教育の展開を目指し、我が国の職業教育を担う専修学校の一層の発展・充実を期する会とする。また、記念誌をデジタルデータとして制作し、会員校をはじめ関係団体等に専修学校制度の意義について広く発信する。

開催日：令和7年7月4日（金）

会 場：アルカディア市ヶ谷

4. 広報活動の一層の推進

（１）「7月11日 職業教育の日」の推進

「7月11日 職業教育の日」にかかる事業の推進を、引き続き全専協と連携して、専修学校等における職業教育の実績と今後果たすべき使命について積極的に広報活動を実施する。

総務委員会と全専協総務運営委員会において、「7月11日 職業教育の日」の普及啓発にかかる諸事業を企画運営し、職業教育の意義や社会的使命等を広く訴えるため、一般に利用されるプロモーショングッズ等を作成し、都道府県協会等及び関係方面に配布する。

（２）「広報全専各連」による情報提供

専修学校等をめぐる動向や本連合会の活動状況等をまとめた「広報全専各連」を発行し、ホームページへ掲載、会員校等に配布する。

（３）ホームページを活用した広報活動の推進

全専各連ホームページ (<https://www.zensenkaku.gr.jp/>)

当ホームページは、全専各連会員校に対する「活動の報告」、「予定日程の公表」、「行政情報等の提供」を主たる目的として運用を行っており、特に情報の迅速な掲載と内容のさらなる充実を図っていく。

5. 課程別部会活動方針

（１）全国専門学校協会

1. 職業教育体系の確立に向けた対応

i. 制度改正を含めた具体化に向けた対応

- ① 我が国の教育体系の中で「アカデミック・ライン」に対する「プロフェッショナル・ライン」を確立し、職業教育と学術研究が同等に評価される社会の実現を目指す。
- ② 「学校教育法の一部を改正する法律」における専門学校の制度整備（①大学等との制度的整合性：入学資格や単位制、②専門学校修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上：専攻科、③教育の質の保証を図るための措置：自己点検評価義務付け、外部評価＜第三者評価＞の努力義務）への対応等を進める。
- ③ 「専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（協力者会議）」で検討されている今後の専修学校の学校評価ガイドラインの見直しの方向性に加えて、今後の専修学校の学校評価の見直し（専修学校における第三者評価のあり方）などの具体化を目指すとともに、学校評価の重要性について全国的な周知・啓発を図る。
- ④ 職業教育の体系化に向けて、その基底となる社会の人材需要の把握、他の学校種との関係整理をしつつ、職業実践専門課程を基軸とした専門学校側の取組を推進する。

2. 学校運営の強化・健全化と教育の質保証・向上に向けた取組の推進

i. ガバナンスの強化への対応

- ① 学校法人制度改革への対応として、令和7年度の改正私立学校法施行にともなう寄附行為の変更、理事会、評議員会の運営、学校法人会計基準への対応、情報公開への取組等について、引き続き周知を行うとともに専門学校の公共性と社会的信頼性の向上と、学生が安心して学べる環境整備を進める。

- ② 専門学校の社会的理解・信頼獲得のため、学校評価の確実な実施と結果公表とあわせて、教育活動の具体的な指針も含め、学校運営に関する情報の積極的な公開による公的教育機関としての説明責任の必要性を啓発する。

ii. 質保証・向上に向けた取組と国際通用性への対応

- ① 学校教育法の一部を改正する法律により専門学校における第三者評価が努力義務化されたことを受け、受審期間、評価項目、評価者、義務化の方向性等について協力者会議における議論をもとに環境整備に向けた検討を行う。
- ② 中長期的な計画に基づく教職員一体となった学校運営体制の構築が求められていることから、職業教育のマネジメントに関する研究を進めるとともにその重要性を発信していく。
- ③ 職業実践専門課程における第三者評価、分野別評価のあり方について協力者会議の提言及び文科省委託事業における成果を踏まえ、専門学校への第三者評価の導入を含む学校評価の意義について都道府県協会等や会員校への情報提供を通じて啓発を図るとともに質の保証・向上に向けた取組を推進する。
- ④ 「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約（東京規約）」等の国際通用性に留意しつつ、専門学校と国内の各教育機関の修了と取得した職業能力・職業資格等との相互の対応関係を明確化し、かつ我が国の職業教育体系の確立に向けて、高度専門士の国際標準教育分類（ISCED）のレベル設定の変更を契機として、「国家学位・資格枠組み（NQF）」についての検討を加速化するよう関係方面への働きかけを強化する。
- ⑤ 分野別評価については、実践的な職業教育の観点から職業実践専門課程の認定学科を基軸として整理された新たな分野分類を活用しNQF構築や文部科学省学校基本調査コードの見直し等に繋げていく。

3. 専門学校制度の振興に向けた対応

i. 職業実践専門課程の充実に向けた教育内容の高度化と産学官連携の推進

- ① 職業実践専門課程の一層の充実のため、協力者会議の議論や文科省委託事業の各種調査結果を踏まえ、職業教育のマネジメントの実践、現状に即した認定要件の検討、第三者評価の導入（義務化に向けた検討）も含めた学校評価の充実など、質の保証・向上に向けた取組を推進する。
- ② 「学校教育法の一部を改正する法律」により、令和8年4月1日以降、一定の要件を満たす専修学校に専攻科（適格専攻科）の設置が認められたことから、適格専攻科を設置することができる対象分野の拡大を目指す。また、適格専攻科の設置にともない、区分制が実現する高度専門士課程の教育内容の高度性に関する実態把握に取り組む。
- ③ 専門学校の人材養成機能の向上のため、会員校における文科省委託事業等の積極的な取組を支援する。
- ④ 地域のアクセス確保・人材育成を図るため、高等教育機関と地方公共団体、産業界等が恒常的に連携する協議体への専門学校の積極的な参画を促していく。

ii. 中央教育審議会（中教審）各分科会、協力者会議等への対応

- ① 我が国の教育政策を議論する中教審大学分科会や生涯学習分科会等の議論に対応するとともに、協力者会議の議論も踏まえ、具体的な振興方策の取りまとめや制度改正を含む確実な措置の実現を目指す。また、大学分科会においてまとめられた高等教育機関における機関別の役割に明記された専門学校の特色である実践的な職業教育の推進等について、他の高等教育機関の特色との差異を明確にする。

iii. 財政措置及び学生に対する修学支援への対応

- ① 高等教育の修学支援新制度について、全ての専門学校が対象機関となるよう啓発活動を推進するとともに、さらなる制度の充実に向けた運動を展開する。
- ② 職業実践専門課程認定校に対して、特別交付税による地方財政措置による都道府県での助成措置の拡充及び新規予算化が図られるよう全国的な運動を展開する。

iv. 厚労省施策への対応

- ① 国や地方公共団体に対して、全国から寄せられた個別事案を踏まえつつ専門学校と公共職業能力開発施設等との競合回避に向けた具体的解決方策の提示を求める。
- ② 教育訓練を中心とした雇用対策において、専門学校の活用や訓練の質的指標のあり方の見直し等を求めるとともに、各地域の専門学校における一層の取組の推進を図る。
- ③ 産業界に対して、専門学校の制度や職業教育機関として社会に果たしている役割等にかかる知識、理解不足に対して尚一層の理解促進を図る。

v. 職業教育推進のための具体的課題への取組

- ① コロナ禍において急速に普及したオンライン教育については、従来の対面授業の補完に留まらず、地理的・時間的制約を解消し、非常時においても教育の継続性を担保する新しい時代の標準的教育手法となりつつある。今後のガイドライン策定も見据え、対面授業と同等の教育効果が得られるよう、質の担保が確実に図られる取組を推進するとともに、指定養成施設も含め幅広い分野で活用されるよう制度の充実、改善につなげていく。
- ② こども家庭庁や幼保一元化の動向を注視し、過去の実績と同様に文科大臣が保育士養成系の専門学校を幼稚園教諭養成課程として指定するよう、制度運用の是正を求める。
- ③ 個人事業者における円滑な事業承継を促進するため、一定の要件に基づいて贈与税・相続税が免除される「個人版事業承継税制」について、個人立専修学校等の設置者に対して的確な情報の提供を行う。あわせて、地方税である固定資産税についても、個人立校への減免措置拡大のため必要な情報を提供していく。

vi. 主権者教育等の推進

- ① 選挙権年齢 18 歳以上の学生が社会や政治への関心を高め、社会参加の意識を醸成するため、家庭・学校・地域・関係省庁との連携のもと体験的な学習や具体的な教材による主権者教育を推進し、職業人・社会人としての意識の向上を目指す。
- ② 専門学校の職業教育の充実とともに、租税教育、消費者教育、知財教育、防災教育、社会貢献への意識啓発といった教育について、積極的に情報提供を行い各専門学校において対応を推進する環境を整備する。

vii. 情報発信による理解促進

- ① 各専門学校による教育活動の特色や職業教育の魅力、地域相互のネットワークを介した事例研究などの情報発信等を通じて、各教育段階における職業教育・キャリア教育の重要性を広く浸透させる。その一環として、文科省サイト「#知る専」の積極的な活用や全国統一の「7月11日職業教育の日」の広報活動事業、企業等との連携事業を通じて、地方公共団体や産業界との緊密な関係を一層深めていく。
- ② 文科省と連携して、個々の学生の適性・能力等の公平・公正な評価に基づく進路指導・選択に資する情報を、教育委員会をはじめ教育機関へ積極的に発信する。

viii. 他の学校種との接続・連携の推進

- ① 職業教育の評価向上の一環として、専門学校と高等学校の有機的な連携、また高等教育機関間の学生の流動性を高めるため専門学校と大学（専門職大学含む）の連携・接続を推進する。
- ② 「高大接続改革を踏まえた専門学校の学生募集・入試に関する指針」に基づき、各ブ

ロック、都道府県協会等、各専門学校において議論した結果について、高等学校関係者等に対し情報を発信することにより、所謂「3つのポリシー」への取組を参照しつつ、職業教育を行う専門学校の募集方針、教育目標、到達目標といった具体的な方針等を提示するなど、学生受け入れ及び入試内容等について理解促進を図る。

ix. 教育環境の整備

- ① 文科省予算の施設・設備整備費補助を活用し、学校施設の耐震化、アスベスト対策、エコキャンパスへの転換、情報関係設備の整備などへ積極的に対応する。
- ② (独)日本学生支援機構の奨学金事業の拡充と、返済猶予措置の対象となる卒業者の対処手続きを含む事項について会員校への情報提供を推進するとともに、地方公共団体等が運営する奨学金関連制度の全国的な状況把握に努めるとともに、専門学校への対象範囲拡大を求める。

x. 大規模災害支援

- ① 近年頻発する大規模自然災害は、専門学校に直接的被害をもたらすと同時に、学生やその保護者も被災者となる可能性をはらんでいる。近い将来、発生の切迫性が指摘されている大規模地震(南海トラフ地震や首都直下型地震等)などから生命、財産を守るため、強い危機感のもと、確実に一条校と同等の支援策を受けられるよう激甚災害法の早期改正を求めている。また、不測の事態に備えて行政機関と会員校の緊密な連携体制を構築するよう要望する。あわせて、専門学校の防災拠点としての役割についても、所在する地域や個々の学校の状況に応じて検討していく。
- ② 令和6年1月1日に発生した能登半島地震を含む大規模自然災害の被災地域の専門学校、被災した学生及び保護者に対して、国・地方公共団体による財政的・制度的復興支援の充実を引き続き求める。また、震災からの復興をはじめ、経済再生、教育再生及び暮らしの再生など人材養成や災害の多い我が国に必要な防災教育等に係る国の政策を一層推進するため、専門学校の教育機能が幅広く活用されることを目指す。

4. 国家課題としての人材育成・確保に向けた社会人及び留学生受け入れへの対応

i. リカレント教育の推進

- ① 人生100年時代に向けた多様なリカレント教育機会の充実を図るとともに、産業界や地域と連携した知識や技術のアップデート(リスキリング)実践モデルを開発し、社会人や女性さらには就職氷河期世代の学びの機会を積極的に提供する。
- ② リカレント教育の充実を図る観点から、文科省委託事業や厚労省の能力開発・雇用政策に対応し、専門学校が幅広く活用されるよう、それぞれの教育訓練の受講推移等について会員校に積極的な情報提供を行い、各地域での教育訓練の取組を推進する。
- ③ 我が国のリカレント教育の環境整備のために求められている、NQF構築による学習成果の可視化、国内外の人材流動性の活性化などの実現を目指す。

ii. 厚労省施策への対応

- ① 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練等)において、職業実践専門課程やキャリア形成促進プログラム認定校が積極的に指定申請または再指定申請を行うよう情報提供を進め、専門学校の教育プログラムが社会人の学び直しにより活用されるよう内容の充実につとめるとともに、教育訓練給付制度の指定要件等の弾力化や支援策の拡充を求める。
- ② 専門学校においては、エッセンシャルワーカーの着実な育成とあわせて、人材の流動化に資する高度職業教育の提供も重要な役割である。社会人の学び直しのための教育コンテンツ開発を推進し好事例の情報提供、専門実践教育訓練や長期高度人材育成コースへの積極的対応など、雇用対策や能力開発施策等の活用とあわせて、リカレント

教育の充実を図る体制の整備を求める。

- ③ 本協会の動向を含め全国的な状況について情報共有をはかりつつ、都道府県に設置されている「地域職業能力開発促進協議会」への専門学校との積極的な参画を通じて、リカレント教育も含めた各地域の職業訓練の充実、活性化に向けた取組を推進する。

iii. 留学生政策への対応

- ① 専門学校への優秀な留学生の受入れを推進するとともに、令和5年度に創設された文部科学大臣認定制度「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」の普及啓発と今後の実績及び制度的効果の検証を踏まえ、特に地方の中小企業等への専門学校留学生の卒業後の就職機会の更なる拡大を目指す。
- ② 留学生40万人受入れに向け非漢字圏からの留学生数の大幅な増加が見込まれる。確実な日本語能力獲得の観点から、日本語教育機関に在籍できる期間の上限を現行の2年から3年に延長することを目指す。また、令和6年度から開始された日本語教育機関等の認定制度については、中教審生涯学習分科会日本語教育部会長所見にあるように、関係法令の遵守はもとより、法の趣旨を踏まえた日本語教育を行うよう専門学校に対して適切な対応を周知・啓発する。また、各校の認定制度への対応にかかる負担軽減や支援のあり方について検討する。
- ③ 優秀な外国人学生の専門学校への留学支援、留学中の在籍管理、卒業後の定着支援等を着実に実施するため、文科省「専修学校の国際化推進事業」等の施策を推進する。また、高度かつ専門的な外国人材の需要拡大に対応するため、専門学校の国費外国人留学生の採用人数の拡充、私費留学生に対する留学生受け入れ促進プログラム(旧 外国人留学生学習奨励費給付制度)の専門学校卒の拡充を求める。
- ④ 専門学校等における適切な留学生受け入れのために、「専門学校留学生受け入れに関する自主規約」の周知も含めた在籍管理のより一層の徹底を推進することについて、都道府県協会等と連携して会員校に積極的な情報提供を行う。また、留学生が卒業後に社会で活躍できる環境整備に向けて、産業界、専門学校、日本語教育機関の協力体制の推進を図る。

(2) 全国高等専修学校協会

活動方針

I、高等専修学校の振興策の実現

- ① 高等専修学校に対する特別交付税による地方財政措置の実現を受け、都道府県による各会員校に対する助成措置の確実な獲得を目指す。
- ② 生徒に対する国の支援として、高等学校等就学支援制度および高校生等奨学給付金の拡充のほか、学校独自に行う修学支援給付金等への補助、学校運営維持の助成措置等の制度構築・拡充を各都道府県に求める。また GIGA スクール構想を筆頭に、国の補正予算を通じ専修学校での遠隔教育導入に向けた施設設備の財政的支援ならびに都道府県での追加的な予算を得るとともに、より効果的な教育手法を検討し、全国に共有する。更に国家資格等の指定養成施設における要件緩和の充実として、国家資格等を所管する各省で学校の実態の確認・把握、規則の要件緩和(代替措置の設定等)や要件充足(学外実習の実施等)のための社会的環境の整備の徹底を求める。
- ③ 国による私立学校振興助成法(第9条 学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助)と同様な支援制度の創設を求める。
 - ・東京都の「私立専修学校特別支援教育事業費補助」(※)をモデルとした各道府県における発達障がい生徒受け入れに関する予算措置を創設する。

- ・各都道府県における授業料軽減措置に対する国の支援事業を求める。
- ・高等学校等就学支援金のより一層の充実を求める。
- ④ 会員校が文部科学省委託事業「高等専修学校における多様な学びを保障する先導的研究事業」に積極的に参画し、各地域の教育振興基本計画に盛り込むなど、高等専修学校認知度向上を推進する。
- ⑤ 高等学校との格差是正のための調査研究を行うとともに、高等学校教育改革の方向性を注視し、後期中等教育機関としての高等専修学校振興に資する、制度改善を推進する。
- ⑥ 会員校により都道府県における経常費助成措置の推進並びに対象科目の平等を求めるとともに、「授業料軽減等措置」を推進する。この目的を達成する手段として、研修会等を通じて都道府県における取組情報の共有を図る。
- ⑦ 高等専修学校の魅力発信事業の毎年度実施を国に求め、高等専修学校の社会的認知度向上のための活動を推進する。その一環として、「大学入学資格付与（高等学校卒業程度）指定校〇〇高等専修学校」の学校案内、ホームページ等への掲載を推進する。全国高等専修学校協会ウェブサイトでのトピックス更新実施会員校数を増加させる。
- ⑧ 高等専修学校における安全・安心な学習環境の確保のため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付への積極的な加入を推進する。
- ⑨ 大学入試・スポーツ大会等における「格差問題」に関する実態を把握し、文部科学省との連携のもと格差を是正する。
- ⑩ 検定教科書の選定にかかる手続きについて、会員校への調査を通じた技能連携校等の実態等も踏まえつつ、高校との格差を是正する。
- ⑪ 各会員校で令和7年度の改正私立学校法施行への対応を進める。
- ⑫ 日本版DBS（子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）導入の令和8年の施行に向け、制度設計の動向を確認しながら対応を検討する。

Ⅱ、高等専修学校の教育力の向上

- ① 全会員校の学校評価・情報公開の実施を実現する。
- ② 高等専修学校における「いじめ問題」に対して適切な対応を推進する。
- ③ 高等専修学校として、小中学校で「不登校」を経験した生徒に対して適切な受け入れと対応を推進する。
- ④ 高等専修学校に学ぶ発達障がい生徒の受け入れ、修学ならびに進路指導に関する支援を推進する。
- ⑤ 高等専修学校卒業生の進路において、進学でも就職でもない未決定者の比率を減らす。
- ⑥ 有権者として求められる力を身に付けるために、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用する。

Ⅲ、組織力の強化

- ① 各都道府県協会における活動の強化と情報の共有を図る
- ② 体育大会等の協会主催事業への参加要請

Ⅳ、調査・統計資料の収集

- ① 高等専修学校の実態把握に関する事項
- ② 技能連携等の実態把握に関する事項

Ⅴ、高等専修学校のPR・認知度のアップ

- ① 会員校が行う、高等専修学校の魅力発信事業の有効活用
- ② 会員校が行う、母校訪問の全国展開
- ③ 会員校が行う、高等専修学校展の普及

- ④ 職業体験講座・体験型授業の積極的普及と各ブロックにおける事例の共有
- ⑤ 協会ホームページの充実

Ⅵ、生徒表彰

- ① 成績優秀生徒及び部活動等における優秀生徒への表彰

Ⅶ、無認可校（サポート校）への対応

- ① 各地域における情報の共有化を図り、行政への働きかけを強める

※東京都：「私立専修学校特別支援教育事業費補助」とは、都内の私立専修学校高等課程で障がいをもつ生徒が在籍する学校の設置者に、運営費の一部を補助する制度。令和 6 年度の生徒一人あたりの補助単価は、798,500 円である（私立特別支援学校高等部の経常費補助単価の 1/2）。

長野県：平成 27 年度から、特別補助として発達障がいのある生徒一人当たり 45,000 円（令和 6 年度）を一般補助に特別補助として加算する制度創設。

山形県：高等専修学校への特別支援教育支援員の配置として 1 校 120 万円が予算措置。

兵庫県：平成 31 年度より生徒指導の充実（臨床心理士等カウンセリングを担当する教職員の配置）補助単価 30 万円、特別支援教育体制の整備（特別な支援が必要な生徒の受け入れ体制整備や学校生活での支援体制構築を図る活動）補助単価 28 万円を新規事業として創設。

佐賀県：不登校経験や発達障がい及びその疑いのある生徒、全日制中退者等の受け入れを行っていると対外的に明示している学校法人立大学入学資格付与校へ生徒一人当たり 309,523 円（令和 6 年度）の補助を行っている。

（３）全国専修学校一般課程各種学校協会

１．運動方針案

（１）生涯学習社会への積極的な対応

入学資格に特に制限がない専修学校一般課程及び各種学校は、誰でも自由に、職業上又は生活上必要な専門的知識や技能、教養等を学ぶことができる機能を有しており、生涯学習の観点から最も期待される学校である。本協会では会員校が行う生涯学習事業を広く社会に認知・普及させる活動を積極的に行っていく。各学校がその特色や機能を活かして、広く国民の学習ニーズに合わせた多様な教育を展開することを目的として「生涯学習カレッジ認定講座認定事業」を推進、全会員校への定着とともに、より一層の充実を引き続き図っていく。

（２）地域社会との連携

少子化・高齢化の進展、共働き世帯、一人親世帯、独居老人の増加など、地域力の衰退、地域格差・経済格差の拡大に直面するなか、持続可能な社会づくりを進めるため、学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かす環境整備が必要である。文科省が進める地域住民等の参画や地域の特色を生かした多様な教育活動の実施を支援することにより、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく社会の実現を目指す「学校を核とした地域力強化プラン」事業や、厚生労働省が行う職業能力開発促進事業などに関与し、専修学校一般課程および各種学校と地域社会との連携促進を図る。

（３）金融機関の窓口での本人確認書類の提示等の取り扱い

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」により、専修学校一般課程及び各種学校においては入学金、授業料等の支払に係る現金での振り込みについて、その額が10万円を超える場合は、金融機関の窓口での本人確認書類の提示等が必要となっている。法令上、入学資格が明確でないということを理由に、幼稚園と同様に本人確認が必要とされているという現状があり、専修学校一般課程及び各種学校に対しても、専門課程・高等課程や他の学校種と同様の取り扱いを関係省庁に求めていく。

（４）学習成果の社会的評価の向上に向けた単位認定の研究

国民一人一人の能力の向上を図るためには、社会全体で多種多様な学習機会が提供され、その提供される学習の質を向上させることが不可欠である。また、個人の学習成果が適切に評価され、社会で幅広く通用するための環境の構築が求められる。現在、文部科学省においては、個人の学習成果の活用促進という観点から、「生涯学習パスポート」の作成・活用が推奨されている。これは、個人が進学や就職・転職、あるいは社会的な活動につく際に個人の資質能力等をより適切に評価してもらうことを期待して、生涯学習によって得た能力等の学習成果を詳しく記述し、提示するものである。学習成果の可視化を推進するとともに専修学校一般課程及び各種学校における学習成果も、将来的に高等学校や大学など他の教育機関の単位として認定されるよう制度整備に向けた研究を推進する。

（５）学校評価と情報公開への取り組みの推進

地域の教育を担う公器としての専修学校一般課程及び各種学校の社会的説明責任を果たす観点から、「専修学校における学校評価ガイドライン」および「情報提供等への取組に関するガイドライン」、「専修学校における学校評価実践の手引き」などを参考として、学校評価と情報公開の積極的推進を図る。

（６）教育費私費負担の軽減に資する公的財政支援制度の研究

高等学校等就学支援金の制度対象校の拡大により、一定要件を満たす各種学校についても、高等学校等と同様の支援策が講じられている。このような個人補助の観点に立った公的な支援制度に関する情報の収集・発信、研究を行う。

（７）日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の普及・啓発

専修学校一般課程及び各種学校は、日本政策金融公庫が行う「国の教育ローン」の融資の対象となっている。

融資の使途としては、学校納付金、受験にかかった費用、アパート・マンションの敷金・家賃など、教科書代、学習用品費等、使いみちは多岐にわたり、教育資金の必要な学生にとり有効な手段と考えられることから、経済的理由により修学を断念する学生生徒が出ないよう会員校に周知し、普及・啓発に努める。

（８）日本版DBSへの対応

令和6年6月19日に日本版DBS（子どもの安全を確保し、性犯罪を防止する措置の一つとして、対象の事業者に対し、子どもに接する仕事に就く人について、性犯罪歴の確認を義務付ける制度）を導入するための法律が成立した。18歳未満の生徒を受け入れている専修学校一般課程および各種学校においても運営上影響が想定されることから、令和8年の施行に向けて制度設計の動向を確認しながら対応を検討していく。

(9) 社会への発信力の強化と情報提供および協会組織の強化

専修学校一般課程及び各種学校の諸活動に関する継続的な情報提供等を通じて社会に対する発信力を強化し、未会員校の都道府県協会等への入会を促進する。会員校には本協会活動への参加を積極的に促し、連携強化を図る。また、全専各連が実施している専修学校各種学校都道府県助成状況調査結果等を活用し事例収集を行い、会員校への情報提供に努めるとともに、協会ホームページ上において公開する。さらに、会員校の教育の質向上や健全な運営、教職員の資質向上、職業教育および生涯学習のより一層の振興に資するため、一般財団法人職業教育・キャリア教育財団（TCE財団）及びキャリア教育共済協同組合の各種事業への会員校の参加を促進するとともに、会員校間のネットワークによる情報共有システムの構築を推進するために協会ホームページの充実を図る。

6. 分野別専門部会活動方針概要

(1) 全国工業専門学校協会

- ①幹事会の開催
- ②第47回（令和7年度）定例総会の開催
- ③運営委員会の開催
- ④第10回（令和7年度）学生成果報告会の開催
- ⑤ 会長賞の授与

(2) 全国語学ビジネス観光教育協会

「観光英語検定試験」を年2回開催。あわせて検定試験関連書籍等の作成・発行を行い、会員校・検定試験等の広報活動に努める。また、「全国専門学校英語スピーチコンテスト」と「外国人留学生日本語弁論大会」を開催し、語学ビジネス観光教育の充実向上に努める。

- ①第49回観光英語検定試験
令和7年6月29日：2・3級
- ②第50回観光英語検定試験
令和7年10月26日：1・2・3級
- ③第43回全国専門学校英語スピーチコンテスト
令和8年1月17日：東京・国立オリンピック記念青少年総合センター
- ④第6回外国人留学生日本語弁論大会
令和8年1月17日：東京・国立オリンピック記念青少年総合センター

(3) 全国服飾学校協会

- ①全国服飾学校「第41回ファッション画コンクール」の開催
昨年はアルカディア市ヶ谷私学会館で授賞式を行ったが、今年度も授賞式を令和8年2月9日開催予定。

(4) 全国美術デザイン教育振興会

- ①第37回「全日本高校デザイン・イラスト展」開催予定
内容については基本的に昨年度を踏襲する。
作品応募期間：令和7年8月～9月予定
巡回展：東日本地区・令和6年11月中旬
西日本地区・令和6年12月中旬
- ②研修委員会

色彩学の指導にあたる教員の研修及びオンデマンド方式の実践に向けて開催予定。

③事業委員会

○色彩士検定の実施

第58回色彩士検定試験：令和7年9月7日（1級・3級）

第59回色彩士検定試験：令和8年1月25日（2級・3級）

※色彩士検定各級の試験対策講座を年度内にオンライン形式で数回開催予定。

色彩士検定4級試験：ウェブ上にて通年受験料無料で実施している。

○カラーマスターデジタル検定

第6回カラーマスターデジタル検定以降に大幅リニューアルを予定。

（５）全国予備学校協議会

社会の変化に的確な対応を図り、全専各連の分野別専門部会としての活動を通じて、学校教育制度の一環としての教養基礎教育を担う予備学校の教育と経営の充実向上に努める。

①学校の教育と経営の充実向上を図るための調査研究

②予備学校の教育と経営に関する研修会の開催

③広報活動

（６）一般社団法人全国専門学校情報教育協会

情報系専門学校及び情報機器を活用するすべての専門学校を対象に、以下の事業を実施する。

①インターネットベーシックユーザーテスト〔i B u t〕の実施

②会員加入促進強化

③情報教育に関する調査・研究事業の実施

④情報教育担当教員研修会、専修学校フォーラム2026などの実施

⑤海外教育視察の実施

⑥第22回ビジネスプロデュースコンペティションの開催

⑦第14回専門学校ゲームコンペティションの開催

⑧第12回専門学校CG作品コンテストの開催

⑨協会活動のDX化

⑩文部科学省事業の受託

⑪インターネットやY o u T u b e を活用した情報の提供

（７）公益社団法人全国経理教育協会

①新公益法人法への対応とガバナンス体制の強化

②C B Tによる検定実施の拡充

③作問や試験実施に関する新たな方式の研究

④全国簿記競技大会のC B T方式による開催

⑤受験教材の整備（問題集・テキスト・e-ラーニング開発）

⑥試験会場確保策の推進

⑦収益事業等の安定的収益確保

⑧検定試験の国際化の推進

⑨研修会の開催

⑩コンプライアンスの強化及び諸規定の整備

⑪次世代を担う人材の掘り起こしと養成

(8) 全国専門学校日本語教育協会

①理事会・総会・執行役員会の開催

- ・令和7年度理事会・総会の開催
- ・令和7年度執行役員会の開催

②委員会活動

- ・ニュースレターの発行
 - ・メールによる会員への情報提供
 - ・協会ホームページの更新
 - ・会員校紹介ホームページの作成
 - ・日本語教育機関の認定に関する新法への対応の検討、勉強会の開催
 - ・法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、外務省の日本語教育や留学生に対する施策への対応の検討
 - ・各地方出入国在留管理局への対応の検討
 - ・学校評価、質保証に関する研究
 - ・法務省、出入国在留管理庁、文部科学省、日本語教育推進議員連盟などと連携し講演会などを開催
 - ・優秀学生表彰事業の実施
 - ・日本語教育機関団体連絡協議会としての活動
- 本協会の他、(一財)日本語教育振興協会、(一社)全国日本語学校連合会、(一社)日本語学校ネットワーク、(一社)全国各種学校日本語教育協会、(一社)全日本学校法人日本語教育協議会と連携

③日本語弁論大会の開催

- ・第38回全国専門学校日本語学習外国人留学生日本語弁論大会の開催（於大阪）

(9) 全国リハビリテーション教育協会

①令和7年度 定例総会・理事会及び、情報交換会の開催

②医療系eラーニングコンテンツ共同開発利用事業

- ・コンテンツ動画（解剖学・生理学・運動学）の運用と新分野の検討

③会員校学術交流

- ・国家試験対策合同特別講義（オンライン）の実施
- ・特別講演の実施
- ・学生指導業務等に関する情報共有
- ・教学関連（学生指導や国試対応など）に関する情報共有
- ・各校独自の取り組みについて情報共有

(10) 一般社団法人全国専修学校動物系教育協会

①業務執行理事会の開催

②理事会・幹事会、総会の開催

- | | | |
|---------------|--------------------|------|
| 第1回理事会・幹事会、総会 | 2025（令和7）年6月24日（火） | 開催予定 |
| 第2回理事会・幹事会、総会 | 2026（令和8）年3月 | 開催予定 |

③教職員の資質向上のための事業および調査研究

- 2025（令和7）年8月グルーマー（トリマー）教師向け研修会の開催

④愛玩動物看護師法に関わる情報共有会（意見交換・収集・集約）の開催

⑤ 関係団体との情報共有及び連携

年間主要会議日程（予定）

◆令和7年

4月18日（金）事務担当者会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

6月18日（水）全専各連第74回定例総会・第141回理事会（東京都・アルカディア市ヶ谷）

6月19日（木）全国専門学校協会定例総会・理事会（東京都・アルカディア市ヶ谷）

7月11日（金）近畿ブロック会議（京都府・ホテルグランヴィア京都）

7月17日（木）中国ブロック会議（鳥取県・ANAクラウンプラザホテル米子）

7月25日（金）九州ブロック会議（熊本県・KKRホテル熊本）

8月1日（金）四国ブロック会議（高知県・ザ クラウンパレス新阪急高知）

8月21日（木）北関東信越ブロック会議（長野県・ホクト文化ホール）

8月22日（金）中部ブロック会議（岐阜県・ホテルグランヴェール岐山）

9月2日（火）～3日（水）北海道ブロック会議（旭川市・旭川アートホテル）

9月19日（金）東北ブロック会議（秋田県・秋田キャッスルホテル）

10月24日（金）南関東ブロック会議（神奈川県・崎陽軒本店）

11月28日（金）都道府県協会等代表者会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

◆令和8年

2月26日（木）全専各連第142回理事会・全専協理事会合同会議（東京都・アルカディア市ヶ谷）

<その他>

第80回全国私立学校審議会連合会総会

令和7年10月16日（木）～17日（金）静岡県：ホテルアソシア静岡

収支予算書(収支)

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[10,000]	[0]
基本財産利息収入	10,000	10,000	0
入会金収入	[300,000]	[300,000]	[0]
入会金収入	300,000	300,000	0
会費収入	[107,000,000]	[106,800,000]	[200,000]
都道府県協会等会費収入	105,000,000	105,000,000	0
分野別専門部会費収入	2,000,000	1,800,000	200,000
雑収入	[20,000]	[20,000]	[0]
受取利息収入	10,000	10,000	0
雑収入	10,000	10,000	0
事業活動収入計	107,330,000	107,130,000	200,000
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[20,270,000]	[21,760,000]	[△ 1,490,000]
総会運営費支出	1,860,000	2,060,000	△ 200,000
役員会運営費支出	4,900,000	6,150,000	△ 1,250,000
委員会運営費支出	2,950,000	2,990,000	△ 40,000
事務担当者会議費支出	2,250,000	2,250,000	0
ブロック会議費支出	6,310,000	6,310,000	0
出張旅費支出	2,000,000	2,000,000	0
振興対策費支出	[8,300,000]	[4,300,000]	[4,000,000]
会議費支出	300,000	300,000	0
対策諸費支出	8,000,000	4,000,000	4,000,000
広報活動費支出	[4,770,000]	[4,940,000]	[△ 170,000]
広報活動費支出	2,720,000	2,660,000	60,000
広報発行費支出	2,050,000	2,280,000	△ 230,000
協会運営費支出	[29,770,000]	[29,770,000]	[0]
協会運営費支出	29,770,000	29,770,000	0
職業教育の日推進費支出	[1,690,000]	[2,060,000]	[△ 370,000]
職業教育の日推進費支出	1,690,000	2,060,000	△ 370,000
交付金支出	[2,100,000]	[2,100,000]	[0]
都道府県協会等交付金支出	2,100,000	2,100,000	0
50周年記念事業費支出	[30,000,000]	[3,000,000]	[27,000,000]
記念事業費支出	28,800,000	0	28,800,000
記念委員会運営費支出	1,200,000	3,000,000	△ 1,800,000
管理費支出	[58,800,000]	[66,850,000]	[△ 8,050,000]
給料手当支出	36,500,000	41,000,000	△ 4,500,000
雑給支出	2,200,000	4,500,000	△ 2,300,000
法定福利費支出	6,700,000	7,800,000	△ 1,100,000
福利厚生費支出	800,000	800,000	0
旅費交通費支出	1,300,000	1,600,000	△ 300,000
顧問料支出	2,100,000	2,100,000	0
通信運搬費支出	1,200,000	1,100,000	100,000
消耗品費支出	700,000	600,000	100,000
新聞図書費支出	300,000	300,000	0
印刷費支出	500,000	500,000	0
水道光熱費支出	500,000	500,000	0
家賃支出	4,850,000	4,850,000	0
租税公課支出	50,000	50,000	0
支払手数料支出	800,000	800,000	0
雑支出	300,000	350,000	△ 50,000
事業活動支出計	155,700,000	134,780,000	20,920,000
事業活動収支差額	△ 48,370,000	△ 27,650,000	△ 20,720,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	[53,800,000]	[32,300,000]	[21,500,000]
活性化対策特定預金取崩収入	53,800,000	32,300,000	21,500,000
投資活動収入計	53,800,000	32,300,000	21,500,000
2. 投資活動支出			
特定預金支出	[3,400,000]	[26,800,000]	[△ 23,400,000]
退職給付引当特定預金支出	3,400,000	2,600,000	800,000

科 目	予算額	前年度予算額	増 減
活性化対策特定預金支出	0	24,200,000	△ 24,200,000
投資活動支出計	3,400,000	26,800,000	△ 23,400,000
投資活動収支差額	50,400,000	5,500,000	44,900,000
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	2,000,000	0
当期収支差額	30,000	△ 24,150,000	24,180,000
前期繰越収支差額	65,709,220	89,859,220	△ 24,150,000
次期繰越収支差額	65,739,220	65,709,220	30,000

第1次補正予算書(収支)

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

全国専修学校各種学校総連合会

(単位:円)

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[10,000]	[0]	[10,000]
基本財産利息収入	10,000	0	10,000
入会金収入	[300,000]	[0]	[300,000]
入会金収入	300,000	0	300,000
会費収入	[107,000,000]	[0]	[107,000,000]
都道府県協会等会費収入	105,000,000	0	105,000,000
分野別専門部会費収入	2,000,000	0	2,000,000
雑収入	[20,000]	[0]	[20,000]
受取利息収入	10,000	0	10,000
雑収入	10,000	0	10,000
事業活動収入計	107,330,000	0	107,330,000
2. 事業活動支出			
会議運営費支出	[20,270,000]	[0]	[20,270,000]
総会運営費支出	1,860,000	0	1,860,000
役員会運営費支出	4,900,000	0	4,900,000
委員会運営費支出	2,950,000	0	2,950,000
事務担当者会議費支出	2,250,000	0	2,250,000
ブロック会議費支出	6,310,000	0	6,310,000
出張旅費支出	2,000,000	0	2,000,000
振興対策費支出	[8,300,000]	[0]	[8,300,000]
会議費支出	300,000	0	300,000
対策諸費支出	8,000,000	0	8,000,000
広報活動費支出	[4,770,000]	[0]	[4,770,000]
広報活動費支出	2,720,000	0	2,720,000
広報発行費支出	2,050,000	0	2,050,000
協会運営費支出	[29,770,000]	[0]	[29,770,000]
協会運営費支出	29,770,000	0	29,770,000
職業教育の日推進費支出	[1,690,000]	[0]	[1,690,000]
職業教育の日推進費支出	1,690,000	0	1,690,000
交付金支出	[2,100,000]	[0]	[2,100,000]
都道府県協会等交付金支出	2,100,000	0	2,100,000
50周年記念事業費支出	[30,000,000]	[0]	[30,000,000]
記念事業費支出	28,800,000	0	28,800,000
記念委員会運営費支出	1,200,000	0	1,200,000
管理費支出	[58,800,000]	[0]	[58,800,000]
給料手当支出	36,500,000	0	36,500,000
雑給支出	2,200,000	0	2,200,000
法定福利費支出	6,700,000	0	6,700,000
福利厚生費支出	800,000	0	800,000
旅費交通費支出	1,300,000	0	1,300,000
顧問料支出	2,100,000	0	2,100,000
通信運搬費支出	1,200,000	0	1,200,000
消耗品費支出	700,000	0	700,000
新聞図書費支出	300,000	0	300,000
印刷費支出	500,000	0	500,000
水道光熱費支出	500,000	0	500,000
家賃支出	4,850,000	0	4,850,000
租税公課支出	50,000	0	50,000
支払手数料支出	800,000	0	800,000
雑支出	300,000	0	300,000
事業活動支出計	155,700,000	0	155,700,000
事業活動収支差額	△ 48,370,000	0	△ 48,370,000
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特定預金取崩収入	[53,800,000]	[0]	[53,800,000]
活性化対策特定預金取崩収入	53,800,000	0	53,800,000
投資活動収入計	53,800,000	0	53,800,000
2. 投資活動支出			
特定預金支出	[3,400,000]	[31,800,000]	[35,200,000]
退職給付引当特定預金支出	3,400,000	0	3,400,000

科 目	補正前予算額	補正額	補正後予算額
活性化対策特定預金支出	0	31,800,000	31,800,000
投資活動支出計	3,400,000	31,800,000	35,200,000
投資活動収支差額	50,400,000	△ 31,800,000	18,600,000
Ⅲ 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
Ⅳ 予備費支出	2,000,000	0	2,000,000
当期収支差額	30,000	△ 31,800,000	△ 31,770,000
前期繰越収支差額	65,709,220	31,105,689	96,814,909
次期繰越収支差額	65,739,220	△ 694,311	65,044,909

